

第 172 号 (2020 年 6 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響
～中国を中心としたサプライチェーンの展望と日本の課題
専修大学 商学部 准教授 池部亮 1
- ◆ アジア域内における人民元経済圏拡張の動き
公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 5

■ 経 済

- ◆ 日本への生産国内回帰と、中国の産業空洞化について考える
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 16

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 45 回
～香港政府 新型コロナウイルス肺炎対策として「防疫抗疫ファンド」を設立
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室 24

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国財政部「中華人民共和国消費税法（意見募集稿）」公布
KPMG 中国 30

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「新型コロナウイルス感染症拡大の影響

～中国を中心としたサプライチェーンの展望と日本の課題～

- ◇新型コロナウイルスの感染拡大で、グローバル・サプライ・チェーン（GSC）の寸断が発生する中、日本企業の生産体制が直面しているリスクは、中国への一極集中によるもので、2000年代初頭から指摘され続け、中国リスクの発生でGSCが打撃を受ける度に「チャイナ・プラス・ワン」の必要性が意識されてきた。
- ◇コロナ禍の収束後の中国を中心としたGSCの再編について、「短期的には大きな変化はない」と考える。収束後はGSCの部分的な傷の修復が先ず必要で、より安全で強靱な生産・供給網の確立は長期的な取り組みとならざるを得ないことや、中国産業が高度化し、最終財よりも中間財に強みをもつ構造へと変化していることに因る。
- ◇日本政府は4月に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の中でサプライチェーン改革を謳っているが、GSCの再編は10年単位で長期的に取り組むもので、中国離れを推進することが目的ではなく、中国の供給力を最大限利用しながら、復興を目指し、同時並行的に新たな供給源を確保することが求められる。

特集「アジア域内における人民元経済圏拡張の動き」

- ◇中国当局は、グローバル経済金融危機後の国際金融市場の混乱を背景に、人民元国際化を政策的に推し進めようとしているが、未だ道半ばである。一帯一路構想（BRI）に基づくインフラ投資増などに伴い、国際金融市場での人民元の存在感は高まりつつあるが、そのシェアは大きくない。2015年後半からの資本流出懸念を受け、資本規制が再度強化されるなど、今後も人民元国際化への道は紆余曲折が避けられない。
- ◇他方で、アジア各国における貿易・投資を中心とした中国との結びつきは着実に強まっている。かつてはアジアのグローバル・バリュー・チェーン（GVC）は日本がハブとなっていたが、現在では規模でも参加する国の数でも中国をハブとするケースが日本を凌駕している。
- ◇こうした状況の中で、ASEAN（東南アジア諸国連合）では、中国との関係が緊密化するなかでも、現地通貨の利用促進などASEANとしての結束を強め、アジアの中での存在感を維持しようとしている。日本は、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化（CMIM）などの地域金融協力をリードするとともに、日中2国間でも金融協力を進めている。

経 済 「日本への生産国内回帰と、中国の産業空洞化について考える」

- ◇先進国の潜在成長率の低迷が長期化したことで、保護主義が徐々に支配的となる中、新型コロナウイルスがきっかけとなって、主要国による製造業の国内回帰、基幹技術のグループ化が生じている。日本政府も4月の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、国内回帰やサプライチェーンの多元化支援を決定した。
- ◇日本企業が海外進出を積極化した1970年代の日本経済は、経済成長率の低下傾向、米国との対立激化、賃金上昇、生産コスト上昇といった点で、現在の中国経済と類似しているが、海外への生産拠点進出の結果、日本の製造業はFA化、高品質化、差異化により「筋肉質化」を実現した。
- ◇日本企業の一部で国内回帰や中国以外での生産設備多元化を行う可能性は十分にあるものの、それはその企業の生産だけで比較的成り立つ、或いは高付加価値化された産業集積地を必要としない産業の企業である可能性が高い。一方で、所得が伸び、高付加価値品の需要が見込まれる中国の製造業は、「空洞化」というより「スリム化」し「筋肉質化」する可能性が高い。

連 載 「華南ビジネス最前線 第45回

～香港政府 新型コロナウイルス肺炎対策として『防疫抗疫ファンド』を設立

- ◇香港政府は、新型コロナウイルス肺炎(COVID-19)による企業への支援措置として、2020年2月と4月、合計1,675億香港ドル(約2兆3千億円)規模の「防疫抗疫ファンド」を設立。
- ◇政府は2月に観光業、飲食業、小売業等の業界を中心に第1弾のファンドを立ち上げたが、支援対象外の業界から支援を求める声の高まったことや経営困難に陥る企業の増加と失業率の急速な悪化から、4月に企業の破綻回避や従業員の雇用維持を柱とする第2弾のファンド設立に至った。
- ◇昨年からの米中貿易摩擦や政治情勢の不安定による景気後退に加え、COVID-19の感染拡大による香港経済への打撃は大きい。今後、政府がどのように本救済措置を着実に進めていくかに注目し、景気回復に向けた施策にも引き続き留意が必要。

スペシャリストの目

税務会計 「中国財政部『中華人民共和国消費税法(意見募集稿)』公布」

- ◇中国財政部と国家税務総局は、2019年12月3日付けで「中華人民共和国消費税法(意見募集稿)」を公布。パブリックコメント募集は2020年1月2日に締め切られ、その後、消費税法草案は、全国人民代表大会により審議及び可決される見込み
- ◇主な変更点には、納税者の規定の改定、税目税率表の項目調整、納税時点・納税場所の明確化等があり、これらは消費税徴収段階の川下への移行、中央と地方の収入分配の変更を目指す消費税改革に沿ったもので、徴税段階の移行と税率調整の統合に関しては今後の議論の焦点となる。
- ◇また、今後の消費税改革において複数段階で選択できる税金、内税などが発生する場合、消費税関連業界の企業は、価格設定ポリシー、契約の締結、増値税課税対象との調和などに与える影響に引き続き注視する必要もある。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2020年6月25日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



新型コロナウイルス感染症拡大の影響 ～中国を中心としたサプライチェーンの展望と日本の課題

専修大学
商学部
准教授 池部亮

世界で猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大は、ヒト、モノ、カネの流れを止め、社会経済活動が長期間停止させることになる。世界経済にとって、かつてない大きな打撃を与えることになるであろう。グローバル化した現在の経済活動は、国境を越えたヒト、モノ、カネの動きが阻害されるとたちまち機能を失うことになる。元の状態を取り戻すためにはウイルス禍の完全収束を待たねばならず、その収束時期の見通しでさえも、1年以上先となるであろうと多くの専門家が示唆している。

国際的な工程間分業によって成立しているモノ作りの世界でも、世界需要の落ち込みに加え、都市のロックダウンや企業の休業措置によりグローバル・サプライ・チェーン（GSC）の寸断が発生している。メディアでも連日報じられるように、マスク、防護服、人工呼吸器などの医療物資の世界的な供給不足が起きているのがその一例である。需要が急激に高まり供給が追いつかないということもあるし、工程間分業の一部が停産することで最終製品の生産ができないといったこともある。本稿では、コロナ禍の収束後に中国を中心としたGSCがどのように変化するかについて論じていく。

中国リスクとGSCの再編

現在、日本企業の生産体制が直面するリスクは、中国への一極集中によるものである。これは2000年代初頭から指摘され続けてきたことであり、中国リスクが発生してGSCが打撃を受ける度に「チャイナ・プラス・ワン」の必要性が意識されてきた。2003年以降、中国を発生源とした日本企業の生産に影響を与えた主なリスクを列記してみよう。重症性呼吸器症候群（SARS）、2005年の初めての大規模反日デモ、人民元の管理変動相場制移行、四川大地震、新労働契約法、労働争議の頻発、反日デモ（尖閣諸島の日本国有化）、米中貿易摩擦の激化などである。これに加え、リスクが顕在化していない時でも人件費上昇や社会保険料の引き上げ、輸出増値税還付率引き下げなど、企業収益を圧迫する出来事は続いている。

中国リスクに直面した企業は、新たに中国に代わる生産拠点はどこかと模索するものの、しばらくするとリスクそのものが収束する。移転や分散を模索していた企業も、GSCの見直しや再編といった大掛かりな変革はとりあえず横に置き、従前の生産体制下で引き続き操業を続けることになる。GSCの多くは最終財メーカーを頂点としたピラミッド型の構造であり、納入先企業の下請や号令がなければ企業単体で生産立地の変革はできない。GSCの頂点にある企業も経路依存性とも言える企業行動をとるため、既存取引先との内集団取引（系列取引）を強固にし、集積が集積を呼び、それが新たな中国一極集中を加速させる面もある。指定材料や工程管理を厳密に行う業種であればあるほど、GSCの再編は頂点の企業が決断しない限り変更は不可能である。頂点にいる企業はグローバル市場で活躍するブランド力のある企業が多く、地域経済への社会的責任も負っており、生産規模を縮小することはあっても工場閉鎖などは万策尽きた最終手段ということになる。こうして、日本

企業の中国生産は、生産品目の絞り込みや内需向け製品に特化するなどして持続し、輸出生産部分はベトナムなどに分散投資するといった企業行動がみられる。

こうした中国リスクの発生は、企業に生産立地転換を模索させ、結果的に中国生産の総合的なメリットを再認識させ、引き続き中国生産の維持を決定するという循環がこれまでも繰り返されてきた。最近、筆者は「コロナ禍の収束後に中国を中心としたGSCがどのように再編されるか？」と聞かれることが増えてきたが、「短期的には大きな変化はない」と考えている。それは上記の歴史的な経緯をつぶさに見てきた経験と、コロナ禍の収束後は傷みやほころびを見せたGSCの部分的な修復が先ず最初に必要となり、より安全で強靱な生産・供給網の確立は長期的な取り組みにならざるを得ないと考えるからである。

高度化した中国の輸出構造

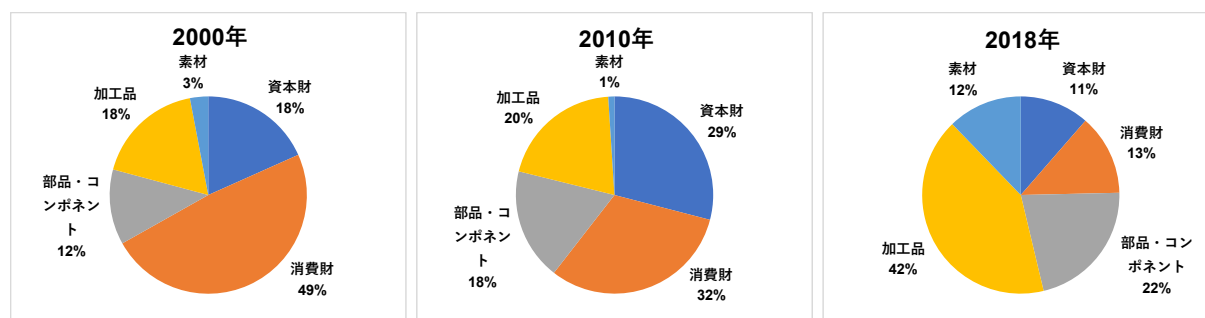
下の図は、中国の対世界輸出構造の変化を示している。2000年当時、中国がまだ世界貿易機関（WTO）に加盟する直前の時点では輸出品の約7割が資本財と消費財であった。加工品および部品・コンポーネントは約3割で、素材はほとんどなかった。産業を川の流に例えると、素材は最上流部の川上であり、中国はこの分野の輸出は多くない。それは、国内需要が巨大であり、多くの素材で純輸入国となっているからである。次に加工品や部品・コンポーネントは川中部分に位置する中間財であり、資本財と消費財は川下部分の最終財である。

2000年と2010年では、最終財比率、中間財比率、素材比率の変化はほとんど見られない。しかし、2018年になると中間財の比率が7割にまで拡大し、最終財の比率は24%に縮小した。この18年間で中国の世界輸出額は約6倍に拡大しており、構造も最終財よりも中間財が中心となる構造へと変化したのである。一般的に最終財は、組立加工などの労働集約型工程を多く含む。生産要素のうち、労働力に比較優位があった時代、中国は最終財の輸出生産で圧倒的な世界競争力を有していた。一方の中間財は技術や設備集約型の産業群であり、外資導入や自国企業の成長があり、2010年以降に急成長を見せ始めたと考えられる。

米中貿易摩擦でメイド・イン・チャイナが制裁関税の標的となったものの、原産地を他国に変えるのはそれほど難しいことではない。最終製品の工場を移転すれば済むからである。一方で、中間財生産は技術と資本をふんだんに使う産業であり、他国生産に簡単に切り替えることはできない。

すでに中国の産業高度化は進展しており、最終財よりも中間財に強みをもつ構造へと変化している。これが、コロナ禍収束後、中国を中心としたGSCが大きくは変化しないと考える理由の一つである。

図 中国の対世界輸出構造の変化



(出所) RIETI TID-2018 より筆者作成

中国付加価値の高まり

下の表は、2005 年と 2015 年の各国・地域の工業製品輸入総額に占める原産国・地域別の付加価値比率を示している。日本が輸入する工業製品に占める中国付加価値比率は 35.3%であり、2005 年の 21.9%から大きく拡大した。また、東南アジア諸国連合(ASEAN)の輸入では中国付加価値が 31.0%を占め、米国のそれは 25.5%、EU (28 カ国) は 26.7%が中国付加価値となった。データは 2015 年までしか公表されていないが、その後 5 年間で中国の中間財分野の輸出が増加していることを考えると、現在の中国付加価値比率は各国・地域ともさらに高まっていると推測できる。この中国の付加価値比率の高さは、中国国内産業の重層的なサプライチェーンによって構築されており、この巨大で強靱な供給網が一朝一夕に他国に移転したり、他国のほかの企業が代替できるものではないと考えるのである。

各国・地域の輸入工業品に占める付加価値の原産国・地域比率 (%)

付加価値原産 輸入国・地域	日本	中国	ASEAN	米国	EU(28)
日本	1.7 (3.4)	35.3 (21.9)	10.7 (10.4)	11.7 (15.5)	15.2 (17.6)
中国	11.7 (19.8)	5.3 (2.7)	10.2 (8.7)	12.7 (10.7)	19.8 (17.1)
ASEAN	11.4 (21.1)	31.0 (12.5)	1.8 (1.8)	9.5 (14.0)	13.1 (16.3)
米国	6.8 (11.6)	25.5 (13.4)	5.2 (5.2)	5.9 (6.5)	20.5 (23.1)
EU(28)	4.7 (10.0)	26.7 (12.6)	5.4 (5.5)	14.6 (16.7)	5.3 (6.7)

(出所) OECD TiVA より筆者作成。

(注) 上段は 2015 年、カッコ内は 2005 年

日本企業の展望

日本政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を 4 月に閣議決定し、その中で強靱な経済構造の構築を掲げている。内訳をみると、サプライチェーン改革がうたわれており、経済産業省の資料によると「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」が令和 2 年度補正予算案額として 2,200 億円、「海外サプライチェーン多元化等支援事業」で同 235 億円が計上されている。今回の感染症蔓延の影響で日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、特定の一国に依存した生産体制の見直しが必要で、日本回帰や他国への分散投資を支援するというものである。名指しはしていないものの、中国を念頭においた事業であり、事実上の日本政府によるチャイナ・プラス・ワン支援事業である。

サプライチェーンの強靱化は、最終製品の組立工場、部品工場、多様な加工業、素材供給など、各段階ごとにリスクを洗い出し、安全で安定した供給網を模索するべきであろう。最終製品メーカーにとって、中核部品のサプライヤーを 2~3 社に分散し、複数社購買を行うということが最初の対応で、すでにそうしている企業が多いはずである。ただし、これら第一次サプライヤーが生産する部品を複数社購買化しても、そのまた部品を生産するのは第二次サプライヤーである。この第二次サプライヤーが複数ではなく、1 社しかなく、かつ 1 カ所のみで生産している状況であると、サプライチェーンは強靱化しない。末広がりピラミッド型と想像していたら、すそ野が狭い菱形の供給体制であったという事態となる。むしろ第一次サプライヤーを複数化したことで、規模の経済性の

視点では効率が低下することにもなる。

今回の日本政府によるチャイナ・プラス・ワン推進事業は、筆者が知る限り、企業を直接的に支援する初めての公的事業となる。GSCの再編は、10年単位の長期的な取り組みとなることを念頭に進めてほしい。また、中国の強大な供給力は短期的には日本を含め他国で代替不能なものが少なくないであろう。中国離れを推進することが目的ではなく、中国の供給力を最大限利用しながら、復興を目指し、同時並行的に新たな供給源を確保することが求められる。持続可能で安定したGSCの構築を実現するために、日本回帰も視野に、生産立地と供給網の見直しが必要であろう。

以上

(執筆者連絡先)

専修大学 商学部 池部 亮



アジア域内における人民元経済圏拡張の動き

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
山口 綾子

1. 人民元国際化の進捗状況

① グローバル危機後に加速した人民元国際化の動き

中国は、1996年には經常取引について実需原則に基づく人民元と外国通貨との交換性を実現させ、IMF8 条国となった。他方で資本取引については、流出管理に重点が置かれ、それ以前に積極的に自由化を進めたタイや韓国が通貨危機に陥ったことの教訓もあり、中国政府は慎重な姿勢を崩さなかった。2007-2008年のグローバル経済金融危機に伴う国際金融市場の混乱、世界同時不況を受けて、中国でも為替リスクを軽減し、米ドルに対する過度の依存を緩和するため、人民元の国際化が政策的に進められるようになった。それとともに金融資本市場の対外開放が徐々に進められるようになってきた。

まず、經常取引については、2009年7月より財の貿易における人民元決済が、香港・マカオ限定で、中国国内参加企業も特定省に限定した形で試験的に開始され、その後、対象地域、参加企業が拡大されていった。2010年6月には、サービス貿易についても人民元決済が認められるようになった。

それとともに、人民元決済のためのプラットフォームとして、人民元クロス・ボーダー・インター・バンク決済システム (CIPS) の整備が2012年に開始された。CIPSは段階的発展を経て、2018年末現在、直接参加者31、間接参加者818が参加し、89か国・地域をカバーするに至っている。また、2009年7月には中国人民銀行は人民元クロス・ボーダー決済情報管理システム (RCPMIS) の稼働を開始し、クロス・ボーダーの人民元取引を監視している。

さらに2012年からは従来からの香港 (2003)・マカオ (2004) に加え、各国に人民元決済のためのクリアリング銀行が置かれることになった。日本でも2018年10月中国銀行東京支店が、2019年6月には三菱UFJ銀行がクリアリング銀行と認定されたことが公表された¹。現在世界の25の国・地域でクリアリング銀行による人民元決済が可能となっており、このうち、アジア・大洋州は香港、マカオ、台湾、韓国、日本、シンガポール、マレーシア、タイ、オーストラリアが含まれる。

貿易における人民元の役割が増すに伴い、人民元建て資産への投資熱も高まっていった。海外投資家の中国市場への投資スキームとしては2002年に開始された適格海外機関投資家制度 (QFII: 一定の条件を満たす海外の機関投資家に中国国内の証券市場に投資することを条件付きで認める) があったが、上海・香港ストックコネクト (2014年11月)、深圳・香港ストックコネクト (2016年11月)、香港ボンドコネクト (2017年7月) が開始され、個人投資家でも、香港に口座をすることで、一定の制限はあるものの、中国本土への投資が可能となった。また、2011年12月には人民元適格海外機関投資家制度 (RQFII: オフショア市場での人民元預金を中国本土への投資に還流させる制度) が導入された。

また、中国の国内投資家の海外投資については、2006年4月に適格国内投資家制度 (QDII) が導入され、一定の条件を満たす金融機関に対して保有外貨の海外運用が認められることになった。2014年には人民元適格国内機関投資家制度 (RQDII) も導入された。

¹ 中国資本でない銀行がクリアリング銀行となるのは、米国のJPモルガン銀行に次いで、2番目。

このように、中国当局は、中国金融資本市場の双方向の開放を慎重なペースで進めてきた。同時に、グローバル金融危機時に世界各国でみられた流動性の枯渇に対応するため、中国人民銀行は世界各国の中央銀行・通貨当局と金融協力を行ってきた。2008 年に韓国との間に 2 国間ローカル通貨スワップ取極めが締結されたのを皮切りに、2018 年までに 38 か国・地域との間に 2 国間通貨スワップ取極めを締結した。2018 年末現在で 30 か国・地域との 2 国間通貨スワップ取極めが有効であり、その合計は 3.48 兆元となった。このうちアジアは 11 か国・地域である²。

② 一帯一路構想による人民元経済圏の拡大

一帯一路構想 (BRI : Belt and Road Initiative) とは 2013 年に中国の習近平主席が提唱した、インフラ整備、貿易・投資・人的交流促進、エネルギー・通信分野の協力等を通じたアジア太平洋・ヨーロッパ・アフリカに至る広域経済圏を作ろうとする構想である。インフラ投資面では、中国からユーラシア大陸を經由し、欧州に至る陸のシルクロードと、中国沿岸から東南アジアを経てアフリカに至るルート (海のシルクロード) の開発が考えられている³。

2019 年 7 月現在で、中国政府は、136 カ国、30 の国際機関との間で BRI 協力に関する 195 の政府間合意を成立させている。アジアからは ASEAN に加え、パキスタン、バングラデッシュ、スリランカ等南アジアや、モンゴルなどが参加している。ASEAN は独自の枠組みとして、「ASEAN 連結性マスタープラン (MPAC)」⁴ に基づき、ASEAN 域内で横断的にインフラ整備を行っている。2018 年 11 月中国と ASEAN は「中国 ASEAN 戦略パートナーシップ 2030」に合意、2019 年 11 月には MPAC2025 と BRI のシナジーを図るとの中国 ASEAN 共同宣言を発表した。

BRI のもとで、中国は、政府投資ファンドとしてシルクロード基金を立ち上げ (2014 年 12 月)、さらに、新開発銀行 (NDB、2015 年 7 月設立)、アジアインフラ投資銀行 (AIIB、2015 年 12 月発足) 等の国際機関を通じた BRI 地域への資金供給を図っている。2016 年末現在で、BRI プロジェクトへの投融資残高は、中国開発銀行 1,100 億ドル、中国輸出入銀行 900 億ドル、国有商業銀行 2,250 億ドル、シルクロード基金 40 億ドル、AIIB17 億ドル、NDB15 億ドルとなっており、国際機関からの投融資額はまだ小さい (数値は U.S.-China Economic and Security Review Commission(2018)による)。

なお、AIIB の加盟国は現在 102 に達し、2018 年末までに投資されたプロジェクトは 35 件、合計 75 億ドル、2019 年から 2020 年 1 月までに承認されたプロジェクトは 29 件に及ぶ。29 件のうちアジアがらみの案件は 21 件である。発足当初、AIIB は意思決定の不透明さ等が批判されてきたが、現実的には多くの案件がアジア開発銀行などの国際機関との協調融資となっており、今のところ透明性の点での大きな問題はないようである。AIIB は BRI に参加していないインドが、大口の投資先となっている。

BRI には、米国との覇権争いの手段、中国の余剰生産能力の調整策、国際ルール無視、債権帝国主義、環境破壊、プロジェクトの評価が不透明などの批判は根強い⁵。しかし、アジア開発銀行の試算によれば、アジア地域のインフラ投資ニーズは 2016-2030 年までに 26 兆ドル (気候変動対策

² この 11 か国にはオーストラリア、ニュージーランドを含む。その他、カザフスタン、タジキスタン、カタール、トルコなどの中央・西アジアの国々や、アフリカ (エジプト、モロッコ)、中米 (スリナム)、英国、欧州中央銀行などともスワップ協定を結んでいる。

³ 陸路は①中国西北部・東北部から中央アジア・ロシア、欧州を経てバルト海に至るルート、②中国西北部から中央アジア・西アジア、ペルシャ湾・地中海に至るルート、③中国西南部からインドシナ半島を経てインド洋に至るルート、海路は①中国沿岸港からマラッカ海峡を経てインド洋から欧州に至るルート、②中国沿岸港から南太平洋に至るルート、③北極圏から欧州に至るルート、が想定されている。

⁴ MPAC (Master Plan on ASEAN Connectivity) は 2010 年 10 月に策定され、2016 年 9 月には新プランとして MPAC2025 が採択された。日本政府も MPAC の下で、「東西・南部経済回廊」と「海洋 ASEAN 経済回廊」整備、「ASEAN 全域ソフトインフラ案件」を 3 つの柱として支援している。

⁵ 科学技術振興機構中国総合研究・さくらサイエンスセンター (2019)

を含むベース)、年平均1.7兆ドルとされており⁶、BRIを通じた資本流入への期待は大きい。アジア各国は、中国への警戒感を維持しつつも、中国との経済関係緊密化を進めている。インフラ投資の増加は地域の連結性を高め、貿易・投資が促進され、その結果人民元の使用も高まることが期待されている。

③国際通貨としての人民元の位置づけ

以上のような政策展開を踏まえ、国際通貨としての人民元の現在の位置づけをみてみたい。

国際通貨の役割として、国際取引における「取引通貨・交換手段」「計算単位」「価値保蔵手段」があげられる。

取引通貨としての役割をみるために、国際決済銀行(BIS)の3年毎の調査で、外国為替取引高の推移をみると、調査のカバレッジの違いから2013年より前の人民元のデータは過小評価の可能性はあるが、取引高でみて2004年には世界の30番目程度であった人民元は、過去15年間で、取引高で8番目まで急上昇するに至っている。2019年4月現在、世界の為替取引高(1日当たり平均、以下同様)6.6兆ドルに対し、人民元の取引高は2,850億ドルとなっている。人民元の取引高のうち、米ドルとの取引が2,702億ドルと95%を占め、人民元/米ドルの通貨ペアの取引は、世界の為替取引の6番目の大きさとなっている。2019年4月時点での上位5通貨ペアはユーロ、円、英ポンド、豪ドル、カナダドルで、すべて対米ドル取引である。人民元/米ドルの通貨ペアの取引は、2013年の1,130億ドル(9番目)から、2016年1,920億ドルと着実に増加し、2016年からは世界で6番目となった。

また中国国内の外国為替取引高は、1,360億ドルで、英国、米国、シンガポール、香港、日本、スイス、フランスに次ぐ8位となっている。人民元の為替取引は、英国、米国、香港、シンガポールで行われており、この4か国で人民元オフショア取引の91%を占める。日本(32億ドル、同国為替取引全体の0.9%)や韓国(31億ドル、同5.6%)、その他アジアの国々でも人民元の取引量は増加しており、香港、シンガポールを含めると、オフショア人民元取引の6割強がアジアで行われている。

図表1：世界の外国為替取引高（各年4月調査）

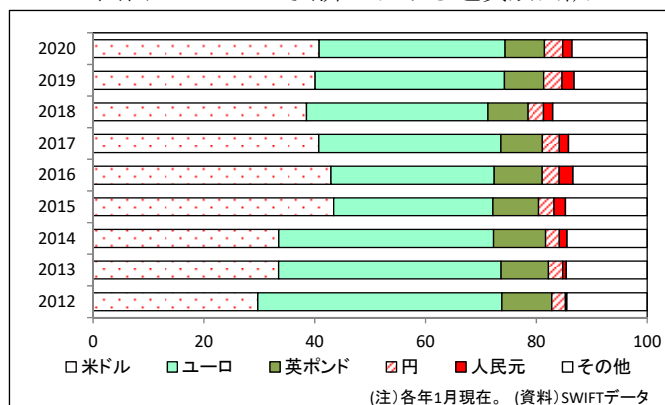
	2004		2007		2010		2013		2016		2019	
	シェア	順位	シェア	順位	シェア	順位	シェア	順位	シェア	順位	シェア	順位
米ドル	88.0	1	85.6	1	84.9	1	87.0	1	87.6	1	88.3	1
ユーロ	37.4	2	37.0	2	39.0	2	33.4	2	31.4	2	32.3	2
日本円	20.8	3	17.2	3	19.0	3	23.0	3	21.6	3	16.8	3
英ポンド	16.5	4	14.9	4	12.9	4	11.8	4	12.8	4	12.8	4
豪ドル	6.0	6	6.6	6	7.6	5	8.6	5	6.9	5	6.8	5
カナダドル	4.2	7	4.3	7	5.3	7	4.6	7	5.1	6	5.0	6
スイスフラン	6.0	5	6.8	5	6.3	6	5.2	6	4.8	7	5.0	7
人民元	0.1	29	0.5	20	0.9	17	2.2	9	4.0	8	4.3	8

(注)各年4月の取引高。ディーラー間の重複を除いたベース。各取引通貨ペアをそれぞれカウントしているため、シェア合計は200%となる。人民元の2013年より前のデータは調査方法の違いから過小評価の可能性がある。(資料)BIS統計より作成。

また、SWIFT(国際銀行間通信協会)システムを通じた決済における通貨別内訳でみると、直近2020年1月現在、人民元のシェアは1.65%となっている。国際取引通貨としての人民元は、2012年には20番目の通貨であったものが、近年では5~6番目となっている。直近はカナダドルに次ぐ6番目である。

⁶ Asian Development Bank, "Meeting Asia's Infrastructure Needs", 2017/2

図表2：SWIFT 決済における通貨別内訳

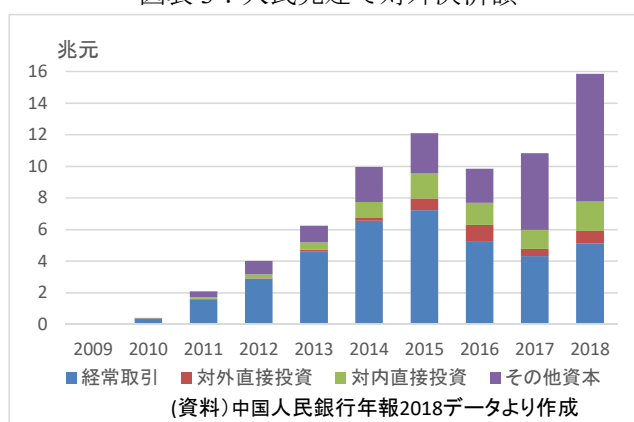


計算単位としての役割については、2018年3月、上海国際エネルギー取引所に人民元建て原油先物が上場開始された。5月には大連商品取引所で取引される鉄鉱石取引が海外トレーダーにも開かれた。このような中国が大口需要者である一次産品が人民元建てで値付けされることで、計算単位としての役割も高まっていくとみられる。

価値保蔵の役割については、2016年10月にSDR（IMF特別引出権）の構成通貨に人民元が採用されたことを受けて、各国の通貨当局が公的外貨準備に人民元建て資産を組み入れる動きが進んでいる。人民元は、2018年12月には、米ドル、ユーロ、円、英ポンドに次いで、公的外貨準備における5番目の通貨となった。すでに60以上の中央銀行や通貨当局が人民元建て資産を保有しているが、その公的準備全体に占めるシェアは2019年9月現在2.01%と限定的なものにとどまっている。

以上のように、人民元の国際化は順調に進んでいるかに見えるが、指標のひとつである人民元による対外決済額をみると、2015年まで順調に拡大してきたものが、2016年には大きく減少した。中国の財貿易における人民元決済は、前述のように2009年7月に地域限定で試験的に開始され、その後対象を拡大する形で順調に増加し、財貿易額に対する比率は2015年には25%まで上昇した。しかし、その後は低下し、2017、2018年には12%強と、ピーク時の半分程度となった。またもう一つの重要な指標である香港での人民元建て預金残高は、2010年以降急速に増加し、2014年には、1兆元を超えるに至ったものの、2015年夏場には5,467億元まで急減した。その後も概ね横ばいで推移し、直近2020年1月では6,125億元となった。関（2018）は、こうした人民元国際化の後退について、2015年後半の人民元為替相場の急落、人民元先安懸念・資本流出懸念に伴う資本規制の導入などが、その背景にあると指摘している⁷。

図表3：人民元建て対外決済額



⁷ 関（2018）はさらに、人民元の国内為替相場とオフショア相場には差があり、規制を回避した裁定取引のため中国本土香港間で人民元建てで金取引を行うケースが多くみられた。このため、人民元建て取引が過大評価されていた可能性があるとして指摘している。

2. 貿易・投資面での中国のプレゼンス拡大

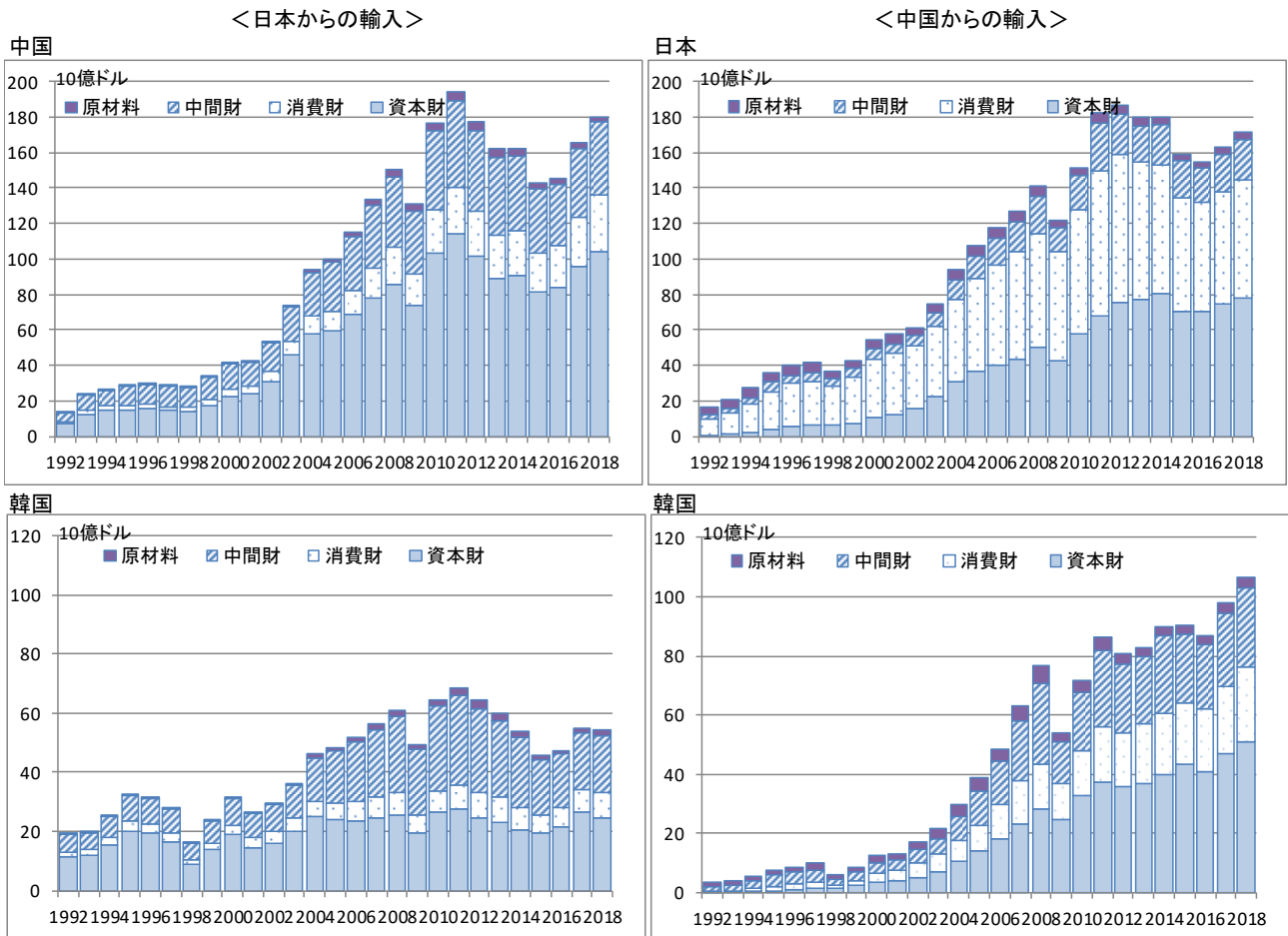
① グローバル・バリュー・チェーンのハブとしての中国

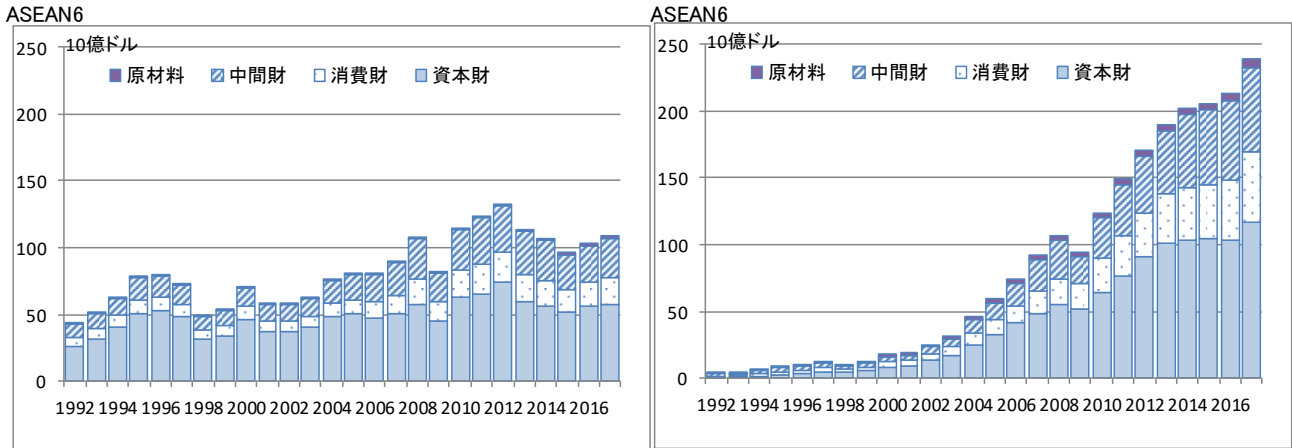
東アジアは、北米、欧州と並んで、世界でもグローバル・バリュー・チェーン (GVC) 展開が進んだ地域である。その発端はプラザ合意後の円高進行を背景とした 1980 年代後半から 90 年代初頭にかけての日系企業のアジア進出であった。中国は 2001 年 12 月の世界貿易機関 (WTO) 加盟に前後して、対内直接投資を積極的に受け入れ、「世界の工場」としての地位を確立した。近年では、日系企業だけでなく、韓国、台湾、中国企業や ASEAN の企業も積極的に GVC 展開を行っている。中でも、世界の GVC 展開における中国のハブとしての役割は、その規模や多くの国との連関の強さからみて、ドイツに次いで世界 2 位に位置付けられ、アジアにおける GVC のハブとしてのプレゼンスは、日本を圧倒的に凌駕するに至っている (WTO (2019))。

東アジア各国の対日貿易と対中貿易額を比較すると、ほとんどの国で 1990 年には輸出入とも相手国としては日本が 1-2 位を占めていたが、直近 2018 年では中国と日本の地位が逆転、対中貿易額が圧倒的に日本を上回るに至っている。

しかも各国の中国からの輸入の内訳をみると、消費財が一定のシェアを保ってはいるものの、近年では中間財や資本財の増加が目立つようになっている。ASEAN の個別国についても、軒並み中国からの輸入が着実に増加している。

図表 4 : アジア諸国の対日、対中貿易





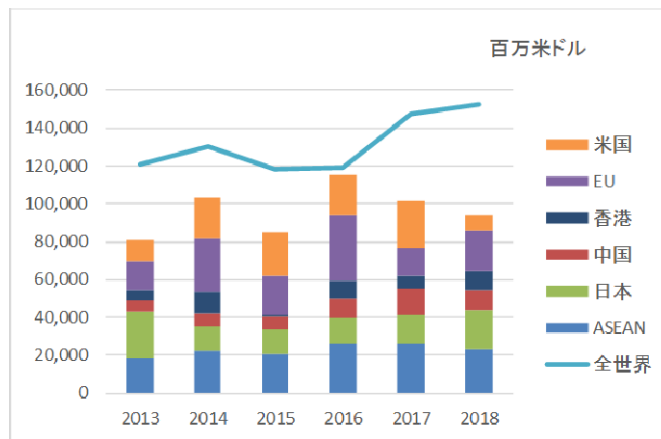
(注)ASEAN6はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

(資料)世界銀行データより作成

また、ASEAN 地域への直接投資額（フロー）を投資国別にみると、2018年のデータでは、ASEAN 域内、EU、日本、中国の順であるが、中国からの直接投資は、近年増加し、香港も合わせると、年によっては日本や EU をも凌駕している。中国企業自身も、自国の賃金上昇などを背景に、海外投資を積極化している様子がうかがえる。

先に見たアジア地域の貿易面での中国との関係緊密化の背景には、こうした中国からの直接投資の活発化があるとみられる。

図表 5：ASEAN への直接投資額（フロー）



(資料)ASEAN Secretariatデータより作成

②貿易の建値としての人民元の存在感

こうしたなかで、貿易における人民元の使用率は高まっているのだろうか。先に見たように中国サイドの統計では貿易における人民元使用比率は2015年をピークに足踏みしている。

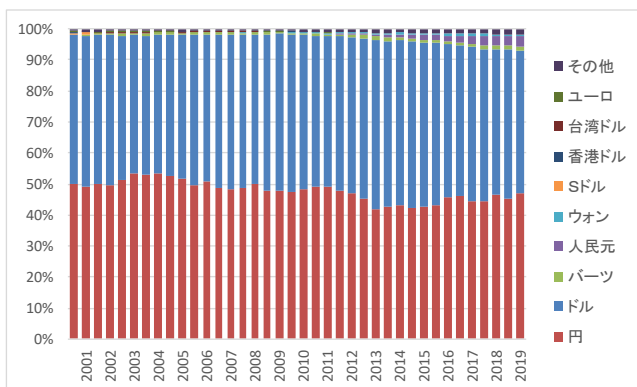
日本の貿易の通貨別建値をみると、輸出は、全世界向けでは、ドル5割、円4割弱、ユーロ6%、その他は英ポンド、カナダドル、豪ドルなどである。人民元は2013年からドル、円、ユーロに次ぐ第4の通貨となったが、直近（2019年1-6月期）でもそのシェアは1.6%にとどまっている。一方アジア向け輸出に限ってみると、円とドルのシェアが拮抗する形となっており、その他はシンガポールドル、タイバツ、ユーロ、台湾ドル、ウォンなどである。人民元が上位5通貨に入ってきたのは2011年後半からで、その後も着実に増加し2013年後半以降は円、ドルに次ぐ第3の通貨となったが、それでも直近のシェアは3.1%にすぎない。

一方日本の輸入は、対全世界では、ドルが7割強、円が20-25%、ユーロ4%前後、スイスフラン、英ポンドなどとなっている。人民元が上位5通貨に入ってきたのは、2013年後半からで、2014

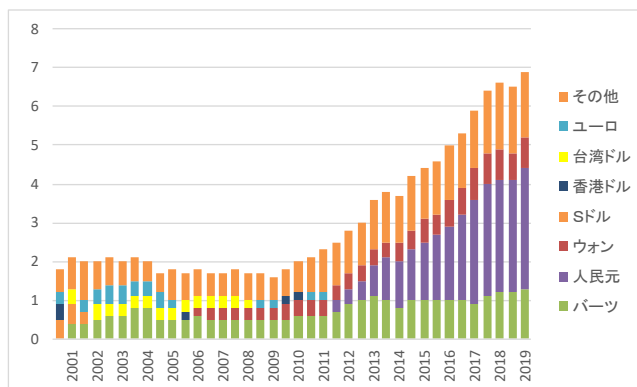
年以降は第4の通貨となり、直近のシェアは1.1%となっている。アジアからの輸入もほぼ同様で、ドルが7割強、円が20-25%を占めるが、日本企業のタイでのGVC展開（特に自動車産業）を反映し、2000年代初頭からはタイバーツが第3の通貨となった。その他は香港ドル、ユーロなどである。人民元は2012年から上位5通貨入りし、2013年後半からはタイバーツを抜いて第3の通貨となっているが、直近のシェアは2.2%にすぎない。

図表6：日本のアジアとの貿易の建値別内訳

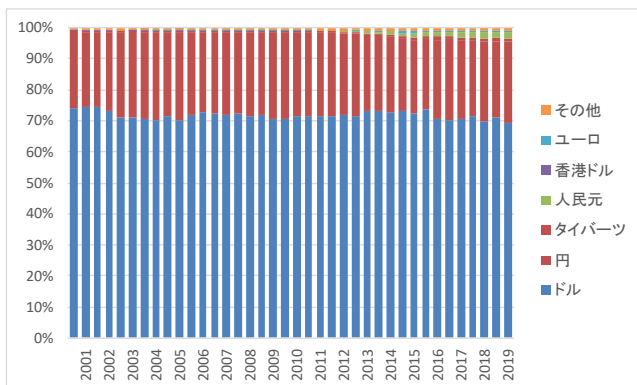
アジア向け輸出



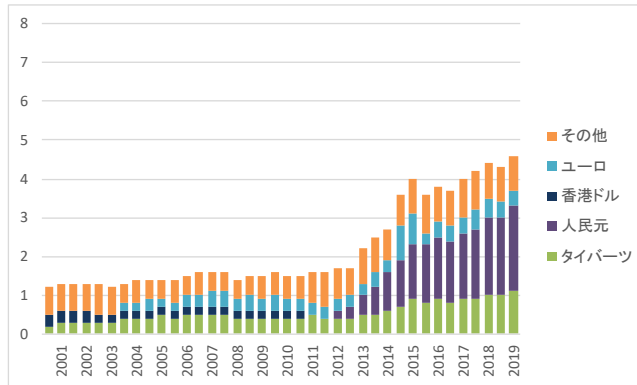
アジア向け輸出(円、米ドル以外)%



アジアからの輸入



アジアからの輸入(円、米ドル以外)%



(注)輸出入とも上位5通貨までしか時系列では公表されていないため、ドル、円以外の通貨は一部その他通貨に分類されている可能性がある。(資料)財務省統計より作成

日本の貿易については、アジア向けでは輸出入とも特に2013年以降、シェアは未だ小さいながらも人民元の存在感が増している。同様のことは他のアジア諸国にもみることができる。インドネシア、タイの貿易建値別内訳をみても人民元のシェアは、未だ小さいながらも着実に増加がみられる。インドネシアでは2013年から2018年の間に、輸入は0.1%→1.4%、輸出は0.5%→0.6%、タイでは、2015年から2018年の間に、輸入0.4%→0.9%、輸出0.1%→0.3%と着実に増加がみられる。

東アジアの多くの国では、1990年には輸入についても輸出についても、概ね対日貿易が対中貿易を上回っていた（中国の貿易の窓口となっていた香港を除く）。2018年にはほとんどの国で輸出入ともに、対中貿易が対日貿易のシェアを上回っている（後掲付表参照）。各国で人民元建て貿易のシェアが高まっているのはこうした貿易構造の変化を反映したものとみることができよう。

3. アジア各国の対応状況

1997年のアジア通貨危機後の混乱を受けて、アジア域内では通貨金融協力が進んできた。2000年にはASEAN+3（日中韓）で危機時の流動性支援策として、二国間通貨スワップ取極めの構築に関わる合意（チェンマイ・イニシアティブ：CMI）がなされた。この合意はさらにチェンマイ・イニシアティブのマルチ化（CMIM）の議論に発展、2009年にはCMIMが発効し、2014年7月から

は総融通資金枠がそれまでの1,200億ドルから2,400億ドルに倍増されることになった。このほか、域内各国債券市場の育成のためのアジア債券市場育成イニシアチブ (ABMI) や、ASEAN+3 マクロ・リサーチ・オフィス (AMRO) 創設などが行われてきた。いずれもアジア域内金融市場を発展させることで、域内各国の豊富な貯蓄を域内の投資に結び付け、成長促進、関係緊密化を狙ったものである。

こうした地域全体の動きに加え、ASEAN では、ASEAN 経済共同体 (AEC) が2015年に発足し、2018年には域内関税撤廃が実現した。さらに ASEAN 金融統合にむけて、適格 ASEAN 銀行 (QAB) 認定による相互参入などの交渉が進んでいる。また現地通貨利用促進のための地域協力の枠組み (LCSF : Local Currency Settlement Framework) が稼働している。これは、2016年3月にマレーシアとタイの中央銀行の間で始まった取組みで、指定された銀行間 (5~7行) において、現地通貨の利用規制を緩和することで、現地通貨利用を促し、為替リスク・交換コスト削減を狙ったものである。2017年12月には、インドネシアが、2019年4月にはフィリピンも加わり、現在この4か国が、各二国間で覚書を結んでいる。

一方、日本は、ASEAN+3 の枠組みでの通貨金融協力を進める一方で、ASEAN 個別国との間では、円・タイ・バーツの直接交換市場の拡大、タイ、シンガポール、インドネシア、フィリピンとの間での現地通貨の利用支援 (日本国債・日本円のクロス・ボーダー担保取極め) などの金融協力を行ってきた。

また中国との間でも二国間金融協力を進めてきた。2002年3月にはCMIの枠組みでの二国間通貨スワップ取極め (30億ドル) がなされたほか、2012年には円-人民元直接取引が開始された。2018年には日中両国首脳相互訪問などにより交渉が進展し、人民元クリアリング銀行の認可、二国間スワップ協定締結 (2,000億元、3.4兆円)、人民元適格機関投資家制度 (RQFII) 運用枠の日本への付与 (2,000億元) などが実現した。BRIについては、日本政府は当初は消極的対応であったが、2017年には「一帯一路国際フォーラム」に政府代表団が派遣され、2018年には「日中第三国市場協力フォーラム」開催に合わせ、民間企業や業界団体等による52件の覚書が調印され、関連プロジェクトに日本企業が関与する道筋がついた⁸。

4. 終わりに

ある国の通貨が国際通貨として使われるための条件として、①その国の経済規模およびその通貨の取引規模の大きさ、②効率的で開かれた金融市場の存在、③強い政治力に基づく通貨への国際的信認などがあげられることが多い。

図表7：主要国・地域の経済・金融市場規模比較 単位：兆ドル

	GDP 2018	株式時価総額 2017末	債券発行残高 2019年9月末	国内信用残高 2019年9月末
中国	13.4	8.7	13.8	35.0
米国	20.6	20.6	40.8	53.9
ユーロ圏	13.6	7.9	19.1	34.4
日本	5.0	6.2	12.8	19.5

(注)ユーロ圏の株式時価総額はデータのない国があるので、過小評価の可能性はある。
GDPはIMF推計。債券発行残高は発行者の国籍別。(資料)IMF,IBRD,BISデータより作成。

①については、中国はすでに経済規模では米国に次ぐ第2位であり⁹、世界一の輸出国である。国内金融市場の規模で見てもユーロ圏に十分に匹敵する。②と③の条件については、さまざまな取

⁸ なお、日本は「自由で開かれたインド太平洋」戦略のもと、質の高いインフラ投資を行うという立場を維持しており、BRIに参加したわけではない。

⁹ IMFの購買力平価ベースのGDPで見れば、中国は2014年から米国を抜いて世界1位となっている。

引規制の存在や、突然の政策変更への懸念等、諸外国が安心して人民元を使う環境整備にはまだ課題が残る。

世界経済・金融面での中国のプレゼンスの大きさを考えると、人民元の国際的な利用は今後も拡大していくとみられる。ただし、中国にとり、資本取引の自由化を国内経済・金融の安定と両立させることが重要な課題であり、人民元の国際化は引き続き慎重なペースで進むとみられる。

以上のようにアジア地域では、少なくとも実体経済面では、人民元経済圏が着々と拡大しつつあるように見える。経済のグローバル化が特定国への依存を極度に高める形で進めば、経済活動に大きな混乱をもたらすリスクがある。足下での新型コロナウイルス肺炎関連の GVC の混乱はその好例であろう。「効率化」を追求してきた GVC のあり方は「リスク分散」の観点からの見直しを迫られることになるとみられる。とはいえ、中国のプレゼンスがこれだけ大きくなっている現状を踏まえると、中国との関係を希薄化することは現実的ではあるまい。日本は引き続き中国との関係緊密化を図ると同時に、域内中核国の一つとして、ASEAN やインドなど他のアジア諸国をも含めた域内における連携・協力関係の深化を主導していく役割が求められよう。

単位：百万米ドル

東アジアの貿易マトリクス (その1)

<付表>

輸出国	日本	中国	香港	マカオ	韓国	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	インド	世界	ASEAN+3+インド	
日本	143,998	147,565	16,536	7	30,595	2,281	998	19,473	147	17,127	1,388	9,475	20,036	24,740	18,851	4,743	678,682	313,958	46%
中国	34,704	303,725	314,274	249	162,168	234	983	27,121	1,918	34,390	5,560	8,699	50,619	30,072	41,268	16,397	1,859,721	837,949	45%
香港	609	3,131	6,298	938	46,010	0	238	2,559	9	18,480	567	9,554	48,633	12,434	7,955	13,212	670,211	505,327	75%
マカオ	42,388	48,650	11,707	3	20,773	397	39	4,697	7	8,042	34	2,473	16,991	3,944	3,152	2,867	257,338	166,164	65%
台湾	52,507	109,524	7,803	1	8,004	617	218	8,004	28	8,335	446	2,542	15,681	4,899	18,205	4,801	503,764	233,610	46%
韓国	99	1,600	18	1	62	0	7	61	0	548	0	6	879	105	18	67	4,568	3,471	76%
ブルネイ	421	6,034	965	1	661	0	428	31	31	384	8	31	4,763	7,555	3,741	178	27,666	25,202	91%
カンボジア	15,791	43,358	3,191	0	8,852	44	21	8,852	24	7,876	123	866	33,018	10,162	3,535	4,787	181,994	131,649	72%
インドネシア	134	1,465	25	2	84	0	7	6	0	10	0	3	44	4,092	595	37	6,914	6,501	94%
ラオス	13,947	46,143	4,480	2	8,987	500	127	6,349	7	263	263	1,930	44,895	11,553	4,048	6,517	217,310	149,747	69%
マレーシア	695	10,605	256	0	535	0	1	631	1	697	41	2,767	4,589	702	1,235	1,235	28,505	22,756	80%
ミャンマー	11,274	35,185	3,865	3	12,047	37	21	6,825	9	4,189	45	7,983	7,844	3,465	3,465	1,750	134,951	94,542	70%
フィリピン	23,422	50,090	12,331	9	11,794	555	6	12,985	8	34,442	490	4,234	3,138	9,227	3,138	10,428	336,790	173,159	51%
シンガポール	32,264	43,082	13,448	1	8,508	687	343	6,815	2,478	14,073	3,057	2,717	15,561	5,494	5,494	4,371	228,745	152,899	67%
タイ	16,413	84,223	10,659	14	48,637	24	178	4,584	12	8,479	211	944	12,059	12,858	6,710	6,710	258,600	206,406	80%
ベトナム	11,016	77,023	17,902	7	15,611	493	25	13,725	16	9,005	574	590	12,343	7,569	6,542	5,161	484,181	172,443	36%
インド	140,617	480,689	45,899	16	73,314	57	2,822	18,462	134	22,530	490	10,567	31,890	27,809	47,526	51,614	2,464,320	954,436	39%
米国	83,644	411,943	48,687	26	57,917	23	4,705	16,620	281	24,492	2,681	8,815	38,385	24,616	41,951	57,446	6,413,086	822,233	13%
EU	737,941	2,501,334	569,138	1,510	605,708	6,572	12,211	174,053	5,725	247,365	16,775	67,483	412,966	250,607	238,866	323,269	19,321,110	6,171,523	32%
世界	399,683	1,011,403	423,759	1,235	375,361	5,880	3,214	114,268	5,097	166,104	12,767	44,123	286,634	151,666	120,709	78,108	5,893,202	1,731,519	51%
ASEAN+3+インド	54%	40%	74%	82%	62%	89%	26%	66%	89%	67%	76%	65%	69%	61%	51%	24%	31%	206,406	80%

(注) ラオスの輸出の国別内訳はIMF推計。%はASEAN+3+インドの世界全体に占めるシェア。輸入国としてのASEAN+3+インドには台湾を含む。(資料)IMF, Direction of Trade Statisticsより作成。

単位：100万米ドル

東アジアの貿易マトリクス (その2)

1990年

輸出国	日本	中国	香港	マカオ	韓国	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	インド	世界	ASEAN+3+インド	
日本	6,145	9,210	4,680	52	12,638	1,285	3	10,923	5	4,506	28	1,622	4,616	3,969	340	1,656	207,598	55,535	27%
中国	13,106	27,163	20,332	73	3,780	0	0	834	6	619	33	62	799	269	8	18	49,054	29,200	60%
香港	60	510	715	220	19	0	0	618	0	934	23	330	3,429	1,038	243	545	81,440	51,429	63%
マカオ	15,461	320	3,462	4	1,248	0	0	849	0	639	3	209	1,900	335	29	121	49,587	24,581	50%
台湾	17,499	433	1,907	1	1,363	274	0	1,363	0	1,360	9	230	1,173	394	27	164	59,144	24,832	42%
韓国	86	8	14	0	1	11	0	11	85	1	1	1	541	31	0	0	1,563	778	50%
ブルネイ	5	3	2	0	1,079	0	1	10	0	342	10	61	2	1	9	1	51	33	64%
カンボジア	20	14	1	1	708	27	15	253	0	51	9	0	127	6,873	5	126	17,753	7,961	45%
インドネシア	5,529	370	579	1	37	108	4	4	0	0	0	0	0	66	16	92	135	118	87%
マレーシア	101	277	11	1	500	27	15	4	0	51	9	0	0	747	76%	0	25,371	15,196	60%
ミャンマー	2,510	205	862	0	1,805	156	161	1902	0	394	1	240	671	167	57	21	13,227	5,658	43%
フィリピン	10,739	2,016	2,615	4	968	171	9	188	40	1,033	49	156	3,490	1,696	195	308	55,610	28,474	51%
シンガポール	9,150	854	1,076	2	2	7	7	27	4	6	1	156	18	52	52	201	30,129	17,440	58%
タイ	214	2	137	0	436	0	0	60	0	478	44	2	1,103	63	20	8	1,138	434	38%
ベトナム	1,711	173	305	0	19,420	76	3,365	0	4,986	9	3,104	11,215	5,240	0	0	2,694	491,357	166,973	34%
インド	91,121	5,314	19,817	613	10,163	5	2	3,157	6	4,565	28	1,520	8,256	5,391	237	5,142	1,513,551	120,952	8%
米国	59,763	6,637	15,448	632	6,814	2,212	42	25,683	64	29,420	409	8,195	52,777	23,064	2,525	17,811	3,375,343	664,529	20%
EU	287,796	62,756	82,272	1,690	23,220	2,025	35	17,203	55	17,200	3,051	24,820	8,819	1,016	3,264	3,264	617,070	173,159	51%
世界	87,389	41,960	37,452	357	67,282	92%	83%	67%	85%	58%	63%	37%	47%	38%	40%	18%	5,893,202	1,731,519	29%
ASEAN+3+インド	30%	67%	46%	21%	34%	92%	83%	67%	85%	58%	63%	37%	47%	38%	40%	18%	5,893,202	1,731,519	29%

(注) カンボジア、ラオス、ミャンマーの輸出の国別内訳はIMF推計。%はASEAN+3+インドの世界全体に占めるシェア。輸入国としてのASEAN+3+インドには台湾を含む。(資料)IMF, Direction of Trade Statisticsより作成。

【参考文献】

BIS, “Triennial Central Bank Survey, Global foreign exchange market turnover in 2019”, 2019/9
 SWIFT、RMB Tracker 各号
 The People’s Bank of China, “2019 RMB Internationalization Report”, 2019/8
 U.S.-China Economic and Security Review Commission, Report to Congress 2018, 2018/11
 U.S.-China Economic and Security Review Commission, Report to Congress 2019, 2019/11
 WTO, JETRO, OECD, 対外経済貿易大学 GVC 研究院、中国発展研究基金、世界銀行 Gr, “Global Value Chain Report 2019”, 2019/8
 科学技術振興機構中国総合研究・さくらサイエンスセンター「一带一路の現況分析と戦略展望」2019/1
 関志雄「人民元の国際化に向けての課題 ～中国・地域・グローバルという視点に基づく考察～」ファイナンシャル・レビュー2018/3
 曾根康雄「人民元“国際化”の進展と限界」亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ No.100 2019/2
 山口綾子「50周年を迎えた東南アジア諸国連合～ASEAN 経済統合の現状と課題～」IIMA ニュースレター2017/9
 山口綾子「東アジアのグローバル・バリュー・チェーン～貿易摩擦の逆風下、GVCを地域のさらなる産業高度化につなげられるか?～」IIMA 国際金融トピックス 2019/1
 山口綾子・他「日本とアジアの金融市場統合～邦銀の進出に伴うアジアの金融の深化について～」ファイナンシャル・レビュー2018/3

(執筆者連絡先) 公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部
 上席研究員 山口 綾子
 電子メール : yamaguchi@iima.or.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

17 ページから 23 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



日本への生産国内回帰と、中国の産業空洞化について考える

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
 インベストメントリサーチ部
 チーフエコノミスト 李智雄

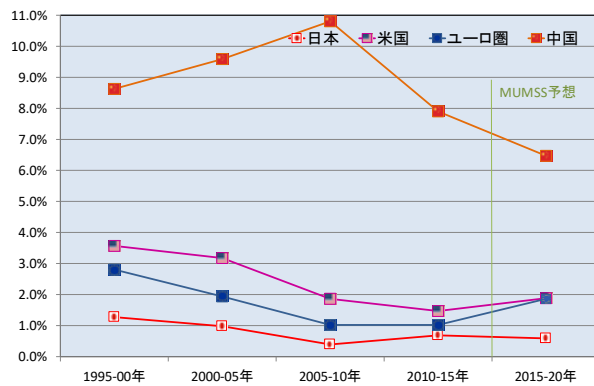
新型コロナウイルスをきっかけに、技術・生産のグループ化へ

新型コロナウイルスの影響は様々、その中にサプライチェーン再考の動きも

経済産業省が世界の手大半導体メーカーの日本への誘致を検討していることが報道された。大きな流れでは、先進国における潜在成長率の低迷が長期化したことで、保護主義が徐々に支配的となる中、新型コロナウイルスの蔓延も一つのきっかけとなって、主要国による製造業の国内回帰、それによる基幹技術のグループ化が生じ始めた、というわけだ。その流れに、日本も乗っている可能性が報道されたわけだ。

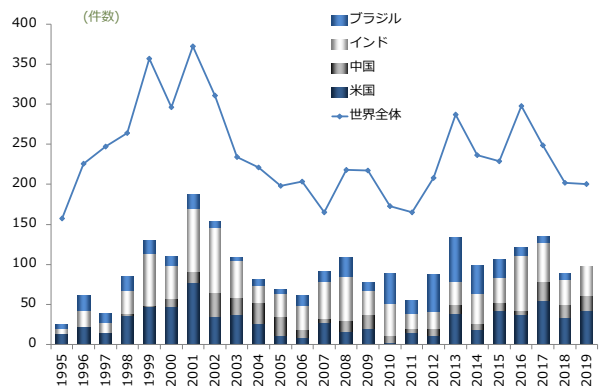
ここでは新型コロナウイルスの蔓延がサプライチェーン見直しのきっかけとなっている点を中心に、どのような企業・産業のサプライチェーンが影響を受けることになるのかを考えてみる。

図表 1. 潜在成長率の推移：加速傾向とは言えず



出所：日本：2015年までは日本銀行。それ以降は日銀の計算を参考にMUMSS作成。米国：2018年までは議会予算局(CBO)。それ以降はCBOの推計を参考にMUMSS作成。ユーロ圏：2018年まではEurostat。それ以降はEurostat、AMECOの推計を参考にMUMSS作成。中国：2010年までは丸川知雄(2013)『現代中国経済』表1-1。それ以降は同著を参考に『中国統計年鑑』よりMUMSS作成

図表 2. 報告国によるアンチダンピング件数



注：2019年は6月末までの数字を倍として入力。
 出所：WTOよりMUMSS作成

新型コロナウイルスは世界中で猛威を振り続けている。まだ安心できるだけの状態ではないものの、経済活動再開に向けた動きがようやく見え始めている。ただしワクチンが開発されたわけではなく、しばらくは新型コロナウイルスの新規感染者を中心に、個人々人を隔離・管理しながら共存していく方向での再開が進んでいるようだ。

その間、経済活動には様々な影響を与えており、外出規制による需要減、流通停止、生産停止はその最たることである。一方で、その余波の一つとして、各国はサプライチェーンの再考を段階的に迫られることとなった。

グローバルサプライチェーンは、表現を変えれば自給率の低さ

世界各国にとってサプライチェーンの問題は、新型コロナウイルスの問題が顕在化し始めた2020年初時点では、それほど深刻に捉えられていなかったように思える。だが徐々にその深刻さは実感されることになった。

中国でサプライチェーンの問題が深刻化した2月、中国において2月まで春節の連休が延長されたことから、生産に必要な従業員が復帰できず、稼働率が大幅に低下するということがまず起こった。さらに物流の停止によりモノが動かない。そのため、中国以外の各国で使う材料や部品が中国から届かずに生産が大幅に滞るといった問題が論じられた。

2011年の東日本大震災でも鮮明にわかったことであるが、今回再度世界が実感したのは、グローバルな生産構造を含めた経済活動が互いに、その中でも特に中国と密接に繋がっているという事実である。

日本企業が日本以外の国へと生産拠点を移転する理由は様々だ。海外対国内売り上げ比率、調達・輸入コスト、生産コスト、事務手続き、税制などがある。その中でもっとも重要なのは幅広い意味での経済合理性であろう。海外の生産拠点を増加させてきたことで、企業の利益率にプラスの影響があったからこそ、移転にかかる様々なコストを払ってまで移転を進めてきたと考えられる。だが今回の件を受けて、逆に海外生産依存度の高さは、国内自給率の低さ、という点で裏目に出ることになった。

特に切実だったのはマスクに代表される医療関連用品である。一般社団法人日本衛生材料工業連合会によれば、マスクの国内生産量は11.1億枚(2018年度、以下同)であるのに対し、輸入数量は44.3億枚であった。急に増産を行おうと思っても、国内にその設備が足りていないという状況であった。

日本も国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーン構築を支援へ

打ち出された国内回帰政策：移転費用の負担

そこで、日本政府は4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を支援することを決定した。

具体的な補助の中身は、内閣府の資料(「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について)によれば「一国依存度が高い製品・部素材について生産拠点の国内回帰等を補助する(中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等)」と同時に「マスクやアルコール消毒液、防護服、人工呼吸器、人工肺等国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の国内への生産拠点等整備の補助率を引き上げる(中小企業への補助率4分の3、大企業は3分の2)」とのことだ。

資料には、「一国依存度」とあって、中国と特定しているわけではないが、「我が国に供給する製品・部素材で、一国依存度が高いものについて、ASEAN諸国等への生産設備の多元化を支援する(中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等)」とあることから、「ASEAN諸国等」以外で日本企業の製造拠点が中国であることは疑いの余地はないと考えられる。

同資料にあるように、「我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ」、日本は中国依存からの脱却を進めようとしている、というわけだ。

(1) 2,200億円：「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」

更に中身を見てみると、サプライチェーン構築支援の方向性は大きくは二つだ。まず(1)「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」に2,200億円、国内への設備導入を促す。補助対象経費は建物・設備の導入だがF/S(フィジビリティスタディ、実現可能性の調査)も含ま

れるとあるため、事前調査だけでも申請するケースが多いのではないかと。なお5月11日時点では、事務局は決定されているものの、実際の事業者向けの公募はまだ開始されていない。

なお事業イメージとして「(1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備」(経済産業省資料「令和2年度補正予算の事業概要」より、以下同)と「(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点整備」があげられている。特に産業が指定されているわけではない。良い意味では公平だが、悪い意味では日本政府の重視している産業がわかりにくいとの海外投資家の批判もあるようだ。

どの国も「次世代情報技術」関連の技術を重要視している：米中摩擦の更なる火種

そこに飛び込んできたのが、冒頭に述べた、経済産業省が世界の大手半導体メーカーの日本誘致を検討しているとの報道である。情報通信産業の基幹部品となる半導体は産業として重視されていることがうかがわれる記事であった。

情報通信を重視しているのは日本だけではない。米中もそうだ。中国が2015年に発信した「中国製造2025」の10大重点産業には「次世代情報技術(半導体、次世代通信規格「5G」)として登場している。直近では、2020年3月4日の中共中央政治局常務委員会にて登場した「新インフラ整備」の中で7大新インフラ投資が関連している。

米国も2018年輸出管理改革法(ECRA)に基づき、輸出規制対象に関して商務省産業安全保障局(BIS)が検討している14の先端産業が情報通信関連を多く内包している。(1) バイオテクノロジー、(2) 人工知能(AI)・機械学習技術、(3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing)、(4) マイクロプロセッサ技術、(5) 先端コンピューティング技術、(6) データ分析技術、(7) 量子情報・量子センシング技術、(8) 輸送技術、(9) 付加製造技術(3Dプリンターなど)、(10) ロボット工学、(11) 脳コンピュータインターフェース、(12) 極超音速、(13) 先端材料、(14) 先進監視技術)。

広くは、筆者がこれまで論じてきた米中を中心とした四つの覇権争い(経済、通貨、軍事、技術)のうち、技術覇権争いという形で、どの国・地域も内製化による集約化を行いたいという意図が顕在化していると理解すればよいだろう。

図表 3. 「中国製造 2025」

(1) 次世代情報技術(半導体、次世代通信規格「5G」)	(6) 省エネ・新エネ自動車
(2) 高度なデジタル制御の工作機械及びロボット	(7) 電力設備(大型水力発電、原子力発電)
(3) 航空・宇宙設備(大型航空機、有人宇宙飛行)	(8) 農業用機械(大型トラクター)
(4) 海洋エンジニアリング・ハイテク船舶	(9) 新素材(超電導素材、ナノ素材)
(5) 先端的鉄道設備	(10) バイオ医薬・高性能医療機械

出所：中国国務院より MUMSS 作成

図表 4. 米国商務省産業安全保障局(BIS)が輸出規制対象とする新興技術

(1) バイオテクノロジー	(8) 輸送技術
(2) 人工知能(AI)・機械学習技術	(9) 付加製造技術(3Dプリンターなど)
(3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing)	(10) ロボット工学
(4) マイクロプロセッサ技術	(11) 脳コンピュータインターフェース
(5) 先端コンピューティング技術	(12) 極超音速
(6) データ分析技術	(13) 先端材料
(7) 量子情報・量子センシング技術	(14) 先進監視技術

出所：米国 BIS より MUMSS 作成

(2) 235 億円：「海外サプライチェーン多元化等支援事業」

日本政府のサプライチェーン強化に関わる政策に戻ろう。二つ目は(2)「海外サプライチェーン多元化等支援事業」に235億円が当てられている。特に「日本・ASEANの強靱なサプライチェーンを構築する」ことが目的とされているわけではない。前述のF/S調査も含まれている。

具体的な内容としては、「①衛生関連製品等の供給の多元化型：マスク等」に加えて、「②サプライチェーン多元化型：自動車、電機、医療機器、レアメタル等」が含まれている。こちらは産業がある程度具体化されているが、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」に比べて予算は10分の1強程度である。また、日本への産業の回帰が志向されているわけではないため、

サプライチェーン分断リスクに向けた企業向けの補助であると考えられる。

つまり、日本政府の 2,200 億円の (1)「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」と 235 億円の (2)「海外サプライチェーン多元化等支援事業」という二つの政策は、幅広く国内への生産回帰を呼びかける一方で、既存の海外サプライチェーンを分散化するための補助金である。

日本への国内回帰は進むだろうが、これまでも何度もきっかけはあった

中国における幅広い意味でのコスト上昇の波は今に始まった話ではない

それでは、今回の「中小企業への補助率 3 分の 2、大企業は 2 分の 1 等」という大きな国内回帰等の補助によって、国内への生産回帰は進むのだろうか。医療関連に至っては「中小企業への補助率 4 分の 3、大企業は 3 分の 2」とさらに補助率は高い。

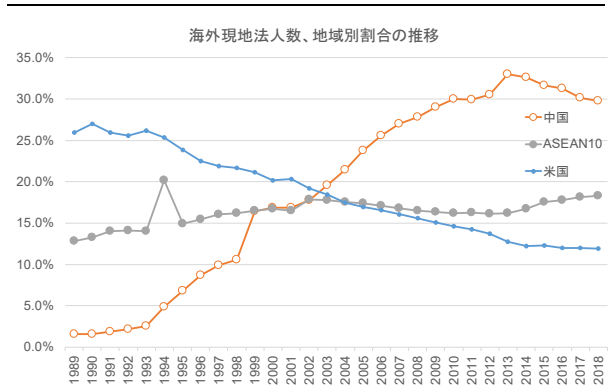
中国における生産拠点の移動が一部生じることは間違いなさそうだ。これまでも、中国からの生産拠点の撤退は何度も話題になってきた。2010 年前後の中国国内における余剰労働力の枯渇による賃金の上昇（いわゆる「ルイスの転換点（期間）」の議論に加え、2015 年前後の環境規制強化、2018 年以降の米中関税引き上げなど、その度に安価な「世界の工場」としての中国の地位は疑問視されてきた。

図表 5. 中国におけるコスト上昇四つの波

時期	事象	変化
2010年前後	ルイスの転換点	労働コストの上昇
2015年前後	環境規制強化	生産コストの上昇
2018年以降	米中貿易摩擦	関税コストの上昇
2020年以降	新型コロナウイルス	流通・衛生を含めた幅広い意味でのコストの上昇

出所：MUMSS 作成

図表 6. 日本企業海外現地法人数地域別割合の推移（年度）



出所：経済産業省より MUMSS 作成

その結果、実際に日本企業の海外現地法人数のうち、中国の占める割合は 2012 年度の 33.0% をピークに 2017 年度まで 5 年連続で低下している（経済産業省「海外事業活動基本調査」）。一方で今回の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においても明記された ASEAN10 の比率は拡大している。

これを受けて、中国の製造業の空洞化は進み、弱体化していく、そう結論づけていいのだろうか。そうではないと考えている。

中国から生産拠点を移転している企業の多くは、上昇する中国のコスト（賃金や環境コスト、関税など）に耐えきれなくなったため、よりコストが低い ASEAN 諸国等を選ばざるを得なくなった企業である。

日本から海外への生産拠点進出が進んだ 1970年代を振り返る

日本の製造業はかつて「スリム化」、「筋肉質化」した

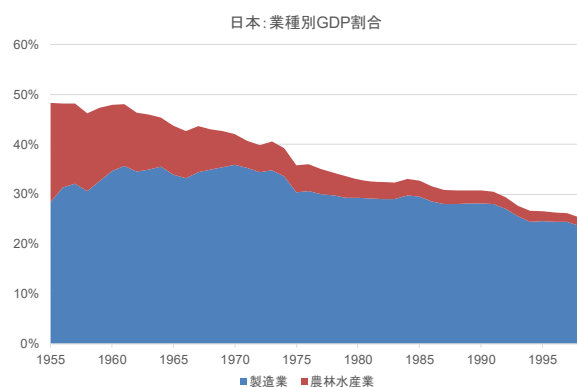
ここで少し遠回りをして日本の経験を振り返ってみよう。1970年代の日本経済は、現在の中国経済に次の四つの点で類似している。

まず、(1) 経済成長率の低下傾向 (1960年代の年平均9.1%増から、1970年代は4.6%増へと鈍化)、次に(2) 米国との対立激化 (日米繊維交渉開始は1970年、第二次鉄鋼自主輸出規制は1972年より)、それから(3) 賃金 (労働コスト) の上昇 (日本のルイスの転換点は1950年代後半から1960年代前半/南亮進 (1968年))、そして(4) 各種生産コストの上昇 (環境規制強化、社会保障強化。例えば、1973年を田中角栄内閣は「福祉元年」と宣言) である。

これらは企業にとっては、(1) は市場の魅力度の低下、(2) ~ (4) は企業活動に関わるコストの上昇となって意識されたはずだ。そのような日本で、製造業はどのような変遷を遂げたのか。

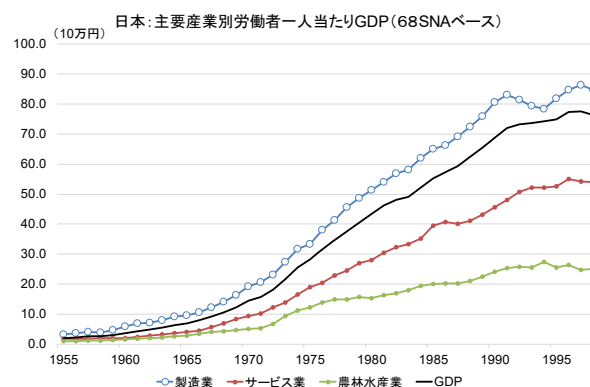
多くの日本企業が海外への進出を積極化したことに加えて (経済産業省の海外事業活動基本調査の調査開始年は1971年である)、サービス業を含めた非製造業の比率が上昇したことは周知の通りである。それではその結果、日本の製造業が空洞化し、弱体化したかと言えば、そうではなかった。

図表 7. 日本産業別 GDP の割合



出所：総務省統計局より MUMSS 作成

図表 8. 日本産業別労働者一人当たり GDP



出所：総務省統計局より MUMSS 作成

製造業の GDP に占める割合は低下しつつも、製造業従業者一人当たり GDP で計測した生産性は上昇を続けたのである。いわば、日本経済にとって製造業は「スリム化」と同時に、「筋肉質化」と言えよう。それを支えたのは、産業用ロボットや制御機器などによる FA 化 (ファクトリーオートメーション) や、高品質化、差別化などの戦略であった。

中国の製造業は「空洞化」というより「スリム化」「筋肉質化」

上がるコストに耐えきれない企業は中国から生産拠点を移動せざるを得ないが、コスト以上に生産性を引き上げて中国での生産強化に動く企業もある

それを踏まえて考えると興味深いのは、筆者のヒアリングの結果聞こえてくる、中国に進出している日本企業の次のような声である。一部の企業では、資本装備比率を引き上げていることに加え、中国の労働者の質も上がっていることから、足元上昇している様々なコスト以上に、一人当たり生産性が上がっているため、中国での生産をより強化しているということだ。特に自動車関連や情報通信関連、医療機器関連企業がそうであるように見える。

つまり中国において、それは中国国内企業であろうと、海外からの進出企業であろうと、足元直面している様々な困難を乗り越えようとしている企業が存在するということが言いたい。結局のところ、中国の製造業も「スリム化」し「筋肉質化」する可能性が高いのではないだろうか。

企業は海外拠点決定において、コストよりも現地需要をより重視している

前述の内容を踏まえたうえで、今回の日本政府の国内回帰・サプライチェーン強化政策を、企業による生産拠点の決定という視点から、改めて考えてみよう。

企業が海外の生産拠点を決定するにあたって、今回日本政府が決めている「回帰等の補助」「生産設備の多元化を支援する」という項目は、検討される要素の一つに過ぎない。税率や人件費などのランニングコストに加えて、インフラ設備、そして関連メーカーなどの産業集積の程度、政府の産業政策も重要である。それらが全てある程度整っていないと、一企業の経済活動は維持することができない。より複雑なサプライチェーンを必要とする、高付加価値化の進んだ産業であるほどそうであるようだ。

つまり、今回の日本政府の政策に伴い、一部の企業が国内回帰や、中国以外の国での生産設備の多元化を行う可能性は十分にあるものの、それは、その企業の生産だけで比較的成り立ってしまう、あるいは高付加価値化された産業集積地を必要としない産業の企業である可能性が高いのではないかと、ということだ。言い換えれば、一社だけが生産拠点を移動することが有利に働かない状態は、生産拠点移動はゲーム理論のいう「ナッシュ均衡」ではないため、移動することが最適解にはならない。

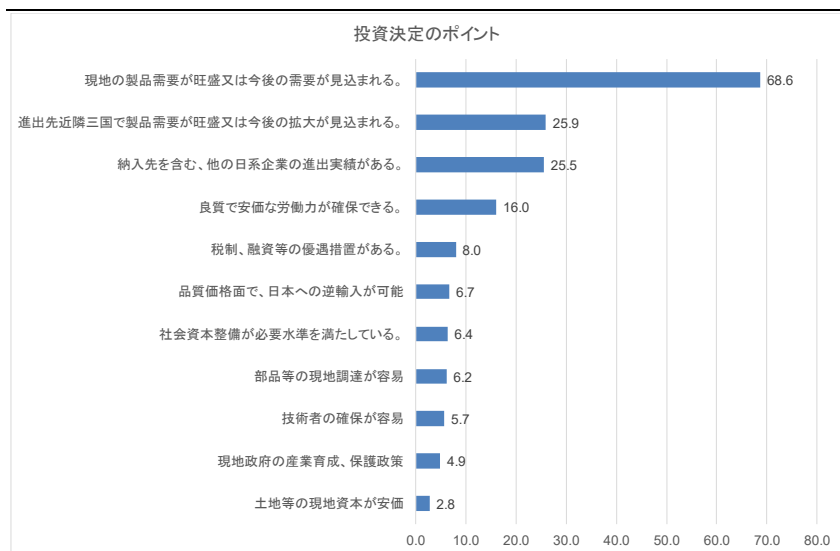
さらにいえば、前述の「海外事業活動基本調査」にもあるように、海外現地法人の投資決定のポイントのトップは「現地の製品需要が旺盛又は今後の需要が見込まれる」であり2017年度は68.6%と、2位の「進出先近隣三国で製品需要が旺盛又は今後の拡大が見込まれる」の25.9%とは大きくかけ離れている（過去10年は同様の乖離）。所得上昇が着実に進んでおり、それに伴った更なる高付加価値の需要を見込む企業は、中国を選ばざるを得ない。

中国に残り、かつその中で生き残る企業の生産性は結果として高まる

より大きな流れとしての保護主義も、中国での生産拠点の残留・強化に拍車をかけている。保護主義が今後、世界中で進めば、国境を超えた取引は一層難しくなるため、地産地消型の生産拠点の確保が必要となる。その意味で、中国国内の需要増が継続するという見通しのもとでは、中国を離れることができない。

結果どうなるのか。中国国内で所得増による需要増を見越した企業・産業は、自動化や生産合理

図表 9. 日本企業海外現地法人投資決定のポイント (%)

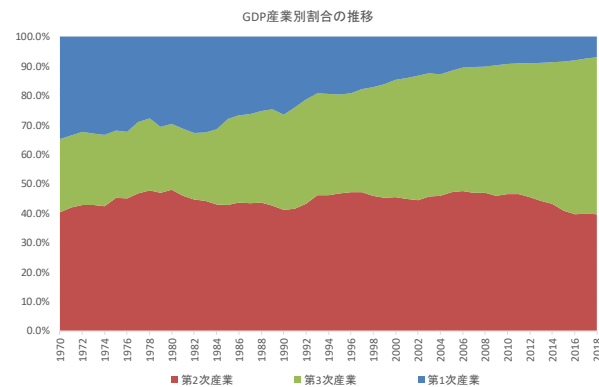


出所：経済産業省より MUMSS 作成

化、差異化などの戦略を用いてコスト上昇以上の生産性上昇を目指す。一方で、産業集積に依存せず、低コスト構造、生産地以外の需要に依存するような企業・産業は、中国を離れ、ASEAN などへと生産拠点を移転することになるだろう。

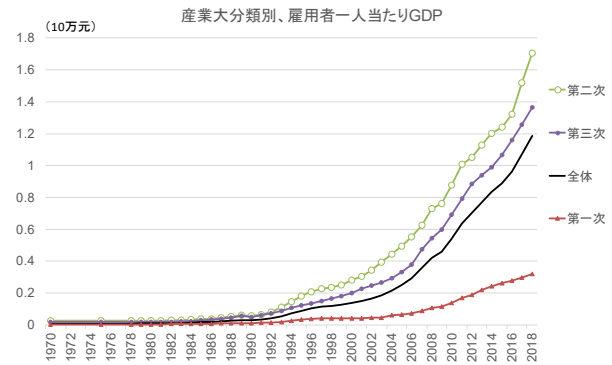
その結果、中国国内においては、経済活動に占める製造業の割合は持続的に低下する一方、中国国内で生産を続ける企業の生産性は上がっていく。いや、上げることができる企業しか生き残れなくなっていく、という表現の方が正しいだろう。

図表 10. 中国産業別 GDP の割合



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 11. 中国産業別雇用者一人当たり GDP



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

中国のカントリーリスクとして不動産バブル、政治リスク、様々な問題はあるが、今そこに大きな市場が広がっているという事実も確か

もちろん、企業によっては中国経済の不動産バブル崩壊や、超減速シナリオ、政治リスクなどを織り込む形で、中国からの移転を考える企業もあるだろう。更に言えば、米中の「技術覇権」争いが激化すれば、高付加価値な技術を中国で生み出しているということを経由に、米国市場へのアクセスを制限される可能性もある。これまでの米中摩擦の激化を考えれば、十分に想定しておく必要のあるリスクであろう。

だが、ある製造業中小企業の次の一言は印象的であった。「数年後の米中リスクを考える必要があるのはわかる。だがそれまでの数年間、従業員を誰が養っていくのか。その数年伸びている国を無視することはできない。」

理想的には国際政治の狭間でうまく舵取りをすることが必要だ。そのためには結局のところ、どのような状況になろうとも、両大国ともに必要とされる技術・サービスを開発するしかない。そのような企業を排除することはできないからだ。かつての日本企業の多くがそうであったように、である。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券
 インベストメントリサーチ部
 李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
 E-Mail : lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL : 03-6627-5234



**「華南ビジネス最前線」
第45回 ～香港政府 新型コロナウイルス肺炎対策として「防疫抗疫ファンド」を設立**

三菱 UFJ 銀行
アジア法人営業統括部
アドバイザー室

香港政府は立法会財務委員会の可決を経て、新型コロナウイルス肺炎 (COVID-19) による企業への支援措置として、2020年2月と4月、合計1,675億香港ドル (約2兆3千億円) 規模の「防疫抗疫ファンド」 (以下、「本ファンド」) を設立した。本稿では、本ファンドの企業に対する支援措置について紹介したい。

1. 背景

香港政府は、COVID-19で苦境に陥る企業の負担を軽減するため、2月21日に、旅行客に大きく依存する観光業や飲食業、小売業などの業界を中心に、総額300億香港ドル規模の本ファンド第1弾¹を打ち出した。3月に入り、海外からの帰還者による新たな感染者増加を受け、香港政府は3月25日から外国人の入境拒否政策を導入し、3月末からはバーやカラオケ、ジム等、一部サービス業の営業停止や、公共の場所で5人以上で集まることを禁止するなどの警戒措置も発表した。事態の収束が見通せない中、第1弾の支援対象外となった業界から政府支援を求める声が高まったことや、経営困難に陥る企業の増加と失業率の急速な悪化から、香港政府は4月18日、企業の破綻回避や従業員の雇用維持を柱とする、1,375億香港ドル規模の本ファンドの第2弾²を設立した。

2. 主な内容

本ファンドにおける企業・関連業界の具体的な支援措置を以下抜粋する。

【本措置の内容 (一部抜粋)】

① COVID-19で打撃を受けた業界への支援		
小売	本ファンド第1弾の救済措置： ❖実店舗を持ち、且主な業務内容が一般大衆向けの個人・家庭用商品の販売とする適格小売業者に対し、8万香港ドルの補助金を支給 (一回限り) ❖チェーン店の場合、最大300万香港ドルを支給 ❖総額56億香港ドルの補助金を想定 ❖申請期間：3月23日-4月12日	
飲食・食料品	本ファンド第1弾の救済措置： ❖以下の適格ライセンス保有者に対し、20万香港ドルの補助金を支給 (一回限り)： ①一般レストラン ②水上レストラン ③工場食堂 ❖以下の適格ライセンス保有者に対し、8万香港ドルの補助金を支給 (一回限り)：	本ファンド第2弾の救済措置： ❖以下の適格ライセンス保有者に対し、店舗の面積に応じ25万から220万香港ドルの補助金を支給 (一回限り)： ①一般レストラン ②軽食レストラン ③水上レストラン ④工場食堂

¹ 詳細は香港立法会ホームページ公開の財務委員会会議ディスカッション資料をご参照：
<https://www.legco.gov.hk/yr19-20/chinese/fc/fc/agenda/fc20200221.htm>

² 詳細は香港立法会ホームページ公開の財務委員会会議ディスカッション資料をご参照：
<https://www.legco.gov.hk/yr19-20/chinese/fc/fc/papers/f20-02c.pdf>

	<p>①軽食レストラン・店舗 ②食品製造工場 ③ベーカリー・パン屋 ④新鮮食料品店 ⑤焼味（広東式ロースト肉）などを販売する店舗</p> <p>❖総額 37 億 8 千万香港ドルの補助金を想定 ❖3 月から適格ライセンス保有者に申請提出を要請し、申請後約 2 週間以内に補助金を支給</p>	<p>❖支給は 2 回に分けて行う計画で、補助金の 8 割以上を従業員への支払い給与に使用しなければならない</p> <p>❖雇用主は補助金受取後 3 ヶ月以内に従業員を解雇しないことを保証し、且つ下記の『従業員の雇用維持』支援策を同時に申請することを禁止</p> <p>❖政府の指示により閉鎖となるライセンス保有の以下の適格飲食・食料品施設に対し、5 万香港ドルの補助金を支給（一回限り）： ①カラオケ ②バー・パブ・ナイトクラブ</p> <p>❖食物環境衛生署が管理している街市内の屋台・軽食レストランのテナントに対し、5 万香港ドルの補助金を支給（一回限り）</p> <p>❖総額 95 億香港ドルの補助金を想定 ❖2020 年 5 月から対象者へ申請提出を要請し、申請後約 2 - 3 週間以内に初回分の補助金を支給する予定</p>
<p>物流・運輸</p>	<p>本ファンド第 1 弾の救済措置： ❖タクシー・ミニバスに対する燃料補助（期間：12 ヶ月） ①LP ガス使用のタクシー・ミニバスに、1 リットル当たり 1 香港ドル（通常価格の約三分の一）の優遇価格を提供 ②ガソリン使用のタクシー及びディーゼル燃料使用のミニバスに、実際燃料支出の三分の一相当の補助金を支給</p> <p>❖その他物流・運輸業者に対する燃料補助や一回限りの補助 ①バス、ローカルの客運フェリー及びトラムの運営会社に、実際燃料支出の三分の一相当の補助金を支給（期間：12 ヶ月） ②その他ライセンス保有のバスに 2 万香港ドルの補助金を支給 ③学校プライベートバス、レンタル自動車、トラック及びローカル商用船に、保有台数/隻数ごとに 1 万香港ドルの補助金を支給 ④クロスボーダーの客運フェリーに、保有隻数ごとに 100 万香港ドルの補助金を支給</p> <p>❖総額 32 億 3 千万香港ドルの補助金を想定 ❖2020 年 2 月末から対象者へ申請提出を要請し、申請後約 1 ヶ月以内に初回分の補助金を支給</p>	<p>本ファンド第 2 弾の救済措置： ❖タクシー・赤いミニバス ①適格常勤運転手に対し、毎月一人当たり 6,000 香港ドルの補助金を支給（期間：2020 年 4 - 9 月） ②常勤運転手として認定されないが一定条件を満たす運転手に対し、一人当たり 7,500 香港ドル（一回限り）の補助金を支給 ③タクシー・赤いミニバス・緑のミニバスの保有台数ごとに 3 万香港ドルの補助金を支給</p> <p>❖その他物流・運輸業者 ①ライセンス保有のノンフランチャイズバス、学校プライベートバス及びレンタル自動車において、保有台数ごとに 3 万香港ドルの補助金を支給 ②フランチャイズバス、ローカルの客運フェリー及びトラム運営会社に、実質の定期メンテナンス支出と保険料相当の補助金を支給（期間：2020 年 4 - 9 月）</p> <p>❖総額 34 億 9 百万香港ドルの補助金を想定 ❖本ファンド設立後 1 - 2 ヶ月間に、申請者に補助金を支給する予定</p>
<p>会議・展示</p>	<p>本ファンド第 1 弾の救済措置： ❖香港貿易発展局主催の展示会及び主要会議（参加者数 400 人以上）の参加者に対し、参加費用の 50%相当の補助金を支給（上限 1 万香港ドル） ❖その他の展示会及び国際会議（参加者数 400 人以上、かつ、50%以上が非居住者）の主催者に、イベント会場の賃貸料の全額相当の補助金を支給 ❖補助期間は、関連イベントの開催再開日を境に 12 ヶ月とする ❖総額 10 億 2 千万香港ドルの補助金を想定</p>	

	<p>❖本ファンド設立後、即時に補助計画に関連のイベント主催者や参加者に宣伝を開始する予定</p>	
イノベーション	<p>本ファンド第1弾の救済措置： ❖サイエンスパーク、イノベーションセンター及びサイバーポートなどに入居しているスタートアップ、インキュベーター、コワーキングスペース使用者などを対象に、6ヶ月間の賃料を免除 ❖2020年4月1日より実施する ❖総額3億8千万香港ドルの免除額を想定</p>	
教育関連	<p>本ファンド第1弾の救済措置： ❖補助型の幼児センターに毎月2,100万、非補助型の幼児センターに毎月3,400万香港ドルの補助金を支給 ❖補助期間を4ヶ月とする ❖総額2億2千万香港ドルの補助金を想定 ❖2020年2月から適格の者に申請提出を要請し、3月に初月分の補助金を支給</p>	<p>本ファンド第2弾の救済措置： ❖「教育条例」に基づき、非公式教育課程を提供している私立学校（塾）へ4万香港ドルの補助金を支給（一回限り） ❖以下の学校サービス提供者やサプライヤーに対し、一回限りの補助金を支給： ①飲食出店者（売店・食堂・レストラン）：店舗ごとに8万香港ドル ②ランチボックスサプライヤー：供給している学校ごとに1万香港ドル ③プライベートバス・ミニバスの運転手及び同乗の保育士：一人当たり1万香港ドル ④インストラクター、コーチ、トレーナーや関連授業の運営者：一人当たり7,500香港ドル（申請受付後3-8週間以内に補助金を支給する予定） ❖以下のインストラクターや講師に対し、7,500香港ドル（一回限り）の補助金を支給： ①過去1年間に体育総会や体育機構においてコーチング実績のある登録インストラクター（本ファンド設立後、1ヶ月以内に補助金申請の受付を開始する予定） ②社会福祉署より援助を受けている団体の関連授業の講師 ❖総額7億1,700万香港ドルの補助金を想定</p>
観光業	<p>本ファンド第1弾の救済措置： ❖ライセンス保有のホテル・旅館・旅行会社に、8万香港ドルの補助金を支給 ❖総額2億9千万香港ドルの補助金を想定 ❖2月から申請の受付を開始し、申請後2週間以内に補助金を支給</p>	<p>本ファンド第2弾の救済措置： ❖雇用従業員数に応じ、ライセンス保有の旅行代理店に2万から20万香港ドルの補助金を支給（一回限り） ❖旅行代理店の従業員、ツアーガイドとエスコートを主要業務とするフリーランスライセンス保有者に対し、毎月5,000香港ドルの補助金を支給（期間6ヶ月） ❖ライセンスを保有するホテルに対し、規模に応じ30万香港ドル（客室100室以下）または40万香港ドル（客室101室以上）の補助金を支給（一回限り） ❖観光客輸送を主要業務とする観光バス運転手に対し1万香港ドルの補助金を支給（一回限り） ❖啓徳クルーズターミナル運営会社の固定レンタルと管理費を6ヶ月間免除 ❖総額10億7千万香港ドルの補助金を想定 ❖本ファンド設立後4-6週間以内に、申請者に補助金を支給する予定</p>
金融業	<p>本ファンド第2弾の救済措置： ❖以下の香港証券取引所（HKEX）の仲介業者及び香港证监会（SFC）のライセンス保有者に対し、</p>	

	<p>一回限りの補助金を支給：</p> <p>①グループ B³ とグループ C⁴ に所属する HKEX の仲介業者：一社当たり 5 万香港ドル</p> <p>②SFC のライセンス保有者：一人当たり 2,000 香港ドル（本ファンド設立後 1 ヶ月間以内に補助金を支給する予定）</p> <p>❖総額 1 億 4 千万香港ドルの補助金を想定</p> <p>❖香港金融管理局（HKMA）による銀行の準備金比率などの規制緩和により、1 兆香港ドルの資金を放出し、企業向け融資の増加を狙う</p>	
不動産	<p>本ファンド第 2 弾の救済措置（一回限りの補助金）：</p> <p>❖不動産営業・仲介免許を有する個人に対し、ライセンス料 24 ヶ月間相当の補助金を支給</p> <p>❖総額 1 億 3,500 万香港ドルの補助金を想定</p> <p>❖本ファンド設立後 1 ヶ月間以内に補助金を支給する予定</p>	
建築業	<p>本ファンド第 2 弾の救済措置（一回限りの補助金）：</p> <p>❖適格建設業労働者に 7,500 香港ドルの補助金を支給</p> <p>❖適格請負業者やサプライヤー、建築業商会所属の企業に 2 万香港ドルの補助金を支給</p> <p>❖適格小規模工事、登録電気・ガス工事、登録エレベーター、エスカレーターやワークプラットフォーム工事、消防装置工事請負業者及び建築関連の適格機械設備レンタルサービス提供者に対し、1 万香港ドルの補助金を支給</p> <p>❖総額 43 億 3,500 万香港ドルの補助金を想定</p> <p>❖本ファンド設立後、対象者へ申請提出を要請し、申請後約 4 週間以内に補助金を支給する予定</p>	
航空業	<p>本ファンド第 2 弾の救済措置：</p> <p>❖香港空港管理局（AAHK）が 20 億香港ドルを確保し、航空業者の支援に充てる</p> <p>❖香港で登録した大型飛行機及び小型飛行機を対象に、保有台数ごとにそれぞれ 100 万香港ドルと 20 万香港ドルの補助金を支給（一回限り）</p> <p>❖航空支援サービス及び貨物施設運営者に対し、雇用従業員数に応じ 100 万香港ドル（従業員数 99 人以下）または 300 万香港ドル（従業員数 100 人以上）の補助金を支給（一回限り）</p> <p>❖総額 3 億 6,700 万香港ドルの補助金を想定</p> <p>❖本ファンド設立後、1 週間以内に対象者へ申請提出を要請し、申請後約 2 週間以内に補助金を支給する予定</p>	
職業訓練	<p>本ファンド第 1 弾の救済措置：</p> <p>❖2020 年 1 月下旬から 3 月 15 日までの職業訓練課程が一時停止となったため、政府委任の職業訓練機構に、逸失した課程運営の収入の 30%相当の補助金を支給</p> <p>❖総額 9 千万香港ドルの補助金を想定</p> <p>❖補助期間を 4 ヶ月に暫定</p>	
露天商・街商	<p>本ファンド第 1 弾の救済措置：</p> <p>❖露天商・街商の適格ライセンス保有者に、5,000 香港ドルの補助金を支給（一回限り）</p> <p>❖総額 3 千万香港ドルの補助金を想定</p> <p>❖3 月から適格ライセンス保有者に申請提出を要請し、申請後約 2 週間以内に補助金を支給</p>	
クリエイティブ産業	<p>本ファンド第 2 弾の救済措置：</p> <p>❖2020 年 3 月時点で商業運営する公共娯楽施設として認可された映画館へ、スクリーンごとに 10 万香港ドル、一映画館当たり最大 300 万香港ドルの補助金を支給（本ファンド設立後 2 週間以内に補助金を支給する予定）</p> <p>❖「PMQ」⁵ の運営会社に対し、運営維持と入居者の賃料を免除するために 2,500 万香港ドルの補助金を支給（2020 年 5 月から賃料免除を実施する予定）</p> <p>❖ローカル印刷と出版業界の適格参加者に対し、次回の「香港ブックフェア」の参加費用を全額補助（上限 10 万香港ドル）</p> <p>❖総額 8,900 万香港ドルの補助金を想定</p>	
漁・農業界	<p>本ファンド第 1 弾の救済措置：</p> <p>❖指定の市場に運営する活魚の卸売業者に、20 万香港ドルの補助金を支給</p>	<p>本ファンド第 2 弾の救済措置：</p> <p>❖地場漁・農業生産者に対し一人当たり 1 万香港ドルの補助金を支給（一回限り）</p>

³ グループ B 所属の仲介業者とは、市場占有率第 15 位～第 65 位の仲介業者を指す。

⁴ グループ C 所属の仲介業者とは、市場占有率第 65 位以降の仲介業者を指す。

⁵ 上環に位置する旧警察宿舍改築のクリエイティブセンター。

	<ul style="list-style-type: none"> ❖中国本土の漁夫を雇用し、25m以上の漁船を保有する船主に、20万香港ドルの補助金を支給 ❖中国本土の漁夫を雇用し、25m未満の漁船を保有する船主に、8万香港ドルの補助金を支給 ❖総額2億7千万香港ドルの補助金を想定 ❖2020年3月から適格の者に申請提出を要請し、申請後約2週間以内に補助金を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ❖総額7,600万香港ドルの補助金を想定 ❖本ファンド設立後、対象者に申請提出を要請し、申請後約2週間以内に補助金を支給する予定
廃棄物収集業者	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖適格個人廃棄物収集業者に対し8,000香港ドルの補助金を支給（一回限り） ❖総額7百万香港ドルの補助金を想定 ❖本ファンド設立後約2週間以内に適格業者の登記口座へ補助金を送金する予定 	
政府の防疫措置で閉鎖となる営業場所	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖政府の防疫措置で閉鎖となる営業場所に対し、以下のように一回限りの補助金を支給： <ul style="list-style-type: none"> ①ゲームセンター：10万香港ドル ②商業浴場：10万香港ドル ③フィットネスクラブ：10万香港ドル ④遊楽場所（ライセンス保有のビリヤード場、ボーリング場及びスケート場）：10万香港ドル ⑤臨時公共娯楽施設：2万香港ドル、公共娯楽施設（映画館以外）：10万香港ドル ⑥マージャン・天九牌店：10万香港ドル ⑦食品事業ライセンスを保有していないパーティールーム：4万香港ドル ⑧美容院・マッサージ院：店舗面積に応じ3～10万香港ドルの補助金を支給、チェーン店の場合、最大300万香港ドルを支給 ⑨クラブハウス運営における適格証明書の保有者：10万香港ドル ⑩政府所有土地で非政府機構が運営する娯楽・体育施設：土地ごとに10万香港ドル ❖総額11億6,300万香港ドルの補助金を想定 	

② 従業員の雇用維持	
雇用維持	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖強制退職年金基金（MPF）制度の下、企業の拠出金を納付しており、且つ従業員を解雇しないことを保証する雇用主を対象に、従業員1人当たり毎月9,000香港ドルを上限として賃金の5割を半年間支給 ❖補助金の全額を従業員への支払い給与に使用しなければならない ❖2020年1-3月の期間から1ヵ月を選択し、給与補助金の計算ベースとする。但し、補助金受給期間の雇用従業員数は3月の雇用従業員数を下回ること不可 ❖補助金申請の受付は、2020年5月までに開始する予定。支給は2回に分けて行う計画であり、一回目（6-8月分）は6月まで、二回目（9-11月分）は9月までに支給する予定 ❖2020年1-3月の間にMPFを納付した実績のある自営業者に7,500香港ドルの補助金（一回限り）を支給 ❖MPF制度の適用対象外である飲食、建築及び運輸（主にタクシーと赤いミニバス運転手）業界の雇用主に対し、業種別ごとの補助金を支給（詳細は①の支援内容に記載） ❖総額810億香港ドルの補助金を想定
職位創設	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖今後2年で60億香港ドルを確保し、公的・民間機構へ期間限定職（最大12ヶ月）を3万件創出
作業効率向上	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖法律事務所や建設コンサルタントなどその他適格企業へ補助金を提供し、情報技術・5G技術の使用及び雇員に職業訓練の提供を推奨 ❖総額8億香港ドルの補助金を想定

③ 企業の資金繰りへの支援	
中小企業融資担保計画を改善	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 「中小企業融資担保計画」に基づき下記のように融資額の上限を引き上げ： <ul style="list-style-type: none"> ①政府の保証割合が80%の場合は上限1,800万香港ドル ②政府の保証割合が90%の場合は上限800万香港ドル ③政府の保証割合が全額の場合は上限400万香港ドル ④政府保証割合8割・9割のローンを申請する企業に最大3%の利息補助を提供 ⑤政府保証割合8割・9割のローンの申請対象者を上場企業まで拡大 ❖ 上記措置の適用期間：1年間 ❖ 総額117億香港ドルの追加支出を想定
政府が所有する不動産の賃貸料や手数料を削減	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 政府が所有する不動産のテナントに対し、賃貸料の免除額を50%から75%まで引き上げ。全面営業停止となるテナントに対しては全額免除（期間：2020年4-9月） ❖ 地政総署が管理している政府土地の適格短期リース及び免除書に対し、賃貸料と費用の免除額を50%から75%まで引き上げ（期間：2020年4-9月） ❖ 上記措置の申請対象者を同ファンド第一弾の支援対象外となった自動車学校や公共交通機構のオフィスなどの企業まで拡大 ❖ 非住宅使用者の上下水道料金免除措置を4ヶ月間延長（期間：2020年8-11月） ❖ 医療専門者の登録費を免除（期間：2020年7月から3年間） ❖ 総額13億香港ドルの政府財源収入減少を想定
税金支払いの繰り延べ	<p>本ファンド第2弾の救済措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 2018-19年度企業・個人所得税など税金の支払い期限を3ヶ月延長

3. まとめ

昨年から続く米中貿易摩擦や政治情勢の不安定による景気後退に加え、COVID-19の感染拡大による香港経済への打撃は大きい。1-3月の失業率は4.2%となり、このまま混乱が続くとなれば失業率は更に上昇しよう。かかるなか、香港政府は大幅な財政準備金を費やし、雇用維持のため企業支払給与額の半額を補助する施策に取り組むほか、小売、観光、飲食業といった香港の基幹産業を始め、教育、建築、美容などの幅広い業界への救済措置の導入により、景況感の更なる悪化に歯止めをかけようとしている。林鄭（キャリー・ラム）行政長官によると、2月に発表された本年度の財政予算案と合計すると、一連の救済措置に伴う財政支出規模は香港GDPの約一割を占める2,875億香港ドル（約4兆円）に達するという。政府は今後短期間に更なる支援措置を打ち出すことは難しいと表明しているが、一方で、未だ対象外となっている産業や失業者への支援も導入すべきとの意見も挙げられている。今後、政府がどのように本救済措置を着実に進めていくのかに注目し、景気回復に向けた施策にも引き続き留意していく必要がある。

以上

三菱UFJ銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
 住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
 Email：peggy_sp_cheung@hk.mufg.jp
 TEL：852-2821-3782

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

**税務会計: 中国財政部「中華人民共和国消費税法(意見募集稿)」公布**

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 侍 怡 (Shirley Shi)

中国財政部及び国家税務総局は共同にて、2019年12月3日付けで「中華人民共和国消費税法(意見募集稿)」(以下「消費税法意見募集稿」)を公布した。消費税法暫定条例から立法に移り、中国の「税法改革」改革の方向性に沿っている。消費税法の立法手続きのはじまりは、現代財税制度の改革をさらに促進する。消費税法意見募集稿は、消費税法の基本的制度の枠組みを継承し、既に施行されている消費税法改革及び政策調整内容を法律草案に反映させ、消費税法体制の運行の秩序性及び後続する改革の着実な推進を維持し、立法及び改革のプロセスにおいて関連業者に対する影響を低減する。

消費税法意見募集稿の関連規定は、後続する改革のために制度的基盤を構築し、方向性を示している。「国務院は消費税法改革の地域限定の試行を実施し、消費税法の税目、税率及び徴収段階を調整し、全国人民代表大会常務委員会に試行案を報告する」。消費税法改革はまだ道の途中であり、改革の主な方向性は、消費税法の税目、税率及び徴収段階の移行・調整に集中するため、消費税法の税源及び税金の分配に直接影響する。このうち、消費税法の税目、税率及び徴収段階の移行・調整は、社会各層で議論されており、見解も分かれるテーマである。徴収段階の移行及び税率調整の統合に関しては、議論の焦点であり、課題であると予想される。今回公布された消費税法意見募集稿は、後続の消費税法改革、消費税法徴収段階の川下への移行、及び中央と地方での収入分配の変更に必要な余地を確保した。

消費税法に関するパブリックコメント募集は2020年1月2日に締め切れ、その後、消費税法草案は、全国人民代表大会により審議及び可決される見込みである。消費税法の発効日が確定されていないものの、草案は2020年年初に全国人民代表大会に提出され、審議された後、国務院は最終的に可決された消費税法に基づき実施条例を制定する。

背景

消費税法は中国の流通税システムにおいて主要な税種である。「中華人民共和国消費税法暫定条例」(以下「消費税法暫定条例」)は1993年12月13日付けで中華人民共和国国務院令第135号を通して公布・施行された。国務院第34回常務会議は2008年11月5日付けで消費税法暫定条例を改訂・可決し、当該改訂版は2009年1月1日より施行された。2014年に中国は再度消費税法改革を推進し、三度にわたる精製オイルの消費税法税率の引上げ、タバコ消費税法税率の引上げ、超高級車に対する小売段階での10%の消費税法追加徴収などが挙げられる。これらの調整は、主に税率調整に集中し、小売段階における消費税法徴収の先例も開いた。中国経済社会の発展に伴い、消費税法は全面的な改革の必要性に直面し、主な方向性として、「税法改革」原則の徹底実施、徴収範囲の調整、税率構造の調整、徴収段階の移行が挙げられる。

国務院は2019年9月26日付けで「更なる大規模減税・費用削減実施後の中央・地方政府収入分配の調整改革推進方案」を公布し、消費税法改革を提起した。消費税法徴収段階の川下への移行、すなわち、現行、生産(輸入)段階で徴収される一部の消費税法品目を卸売/小売段階へ移行するとともに、消費税法を地方に帰属させ、地方の財源を拡大し、増加分を地方に分配する。これは、国務院による中央と地方政府の収入分配の調整改革方針の一つである。今回の消費税法の制定は後続の改革のための基盤を構築する。

消費税法意見募集稿

中国の税法の全体的な構造は、法律により税制の基本原則を規定し、実施細則を通して具体的な内容を規定する。消費税法意見募集稿には計23箇条あり、消費税税目税率表が添付され、全体的枠組みは暫定条例と一致する。

主な変更点

消費税法意見募集稿では、消費税法意見募集稿と現行の暫定条例及びその他の法規定との比較を通して、実質的な変化に留意すべきである。具体的な変更点は、正式な方案が公布されるまで、確定できないものの、意見募集稿に基づき現行の規定との主な変更点を下記の通りにまとめた。

消費税納税者に関する記述を改定した。消費税法意見募集稿では、暫定条例に規定された「生産、委託加工及び輸入」課税対象消費品の記述を「販売、委託加工及び輸入」に改定し、課税対象消費品の自社使用も課税対象となることを明記した。

消費税税目税率表の項目を調整した。暫定条例における「税率」の下に段階の項目を追加し、「生産（輸入）段階」「卸売段階」「小売段階」が含まれる。現在、草案における各税目の徴収段階は現行規定と変わらない。

連続生産類消費税納付済の控除を規範化した。消費税法意見募集稿において、委託加工回収及び購入された連続生産類控除に該当する課税対象消費品を規範化し、納税者が合法かつ有効な証憑をもって消費税の控除を行うよう規定した。

消費税の納税時点及び納税場所を明確にした。消費税法意見募集稿では、消費税納税義務の発生時間及び消費税の納税場所について、より明確かつ具体的に規定し、税額計算期間を調整して、源泉徴収義務者の税額納付は、納税者の規定に従い実行することを明確にした。

税金徴収管理に対して補足・強化した。消費税法意見募集稿では、査定範囲に数量が明らかに少ない条件を追加し、査定機関に税関部門を追加した。また、税関は消費税の代行徴収を受託した情報及び貨物輸出入の通関情報を税務機関と共有することも追加した。税務機関は発展改革、工業及び情報化、公安、税関などの関連部門との情報共有及び連携作業体制を構築する条項を加えた。

国務院の消費税改革にかかわる行政権をさらに明確化した。消費税法意見募集稿は、国務院の消費税改革にかかわる権力を明確化した。国務院は、消費税の税目、税率及び徴収段階を移行・調整し、消費税の免除または軽減を規定し、実施条例を制定する権限を有する。

筆者の所見

財政部はかつて、消費税法の制定は、地方税収体制の健全化、中央と地方政府の収入分配改革にかかわる中国共産党中央委員会及び国務院の要求に応じて補足するものであると公言した。KPMGは、消費税の徴収段階を卸売／小売段階へ移行することは、地方税収体制の健全化にとって重要なステップと考える。消費地での消費税税源の共有は、地方の積極性を一層引き出し、政府による継続的なビジネス環境の改善、より良好な消費市場の創出、経済発展及び産業構造のアップグレードを促進する。生産（輸入）段階における消費税の徴収は、当時の徴収コスト、徴収技術及び監督管理能力など客観的な条件の制限による一時的な措置であり、時代の産物である。その後、中国税務当局の徴収能力の向上、監督管理方法の継続的な改善により、徴収段階調整の前提条件は既に整った。消費税徴収段階の卸売／小売段階への移行は、消費税の本質への回帰である。むしろ、消費税の課税対象製品が多種にわたるため、現段階では一部の製品の徴収段階を卸売／小売段階へ移行する条件は依然未熟であり、当該製品に対しては引き続き生産（輸入）段階で消費税を徴収する可能性がある。今後の改革の方向性がもたらす影響に焦点をあて留意すべきである。

消費税の徴収段階の改革は満を持して登場する。消費税法意見募集稿では税目税率表の構造を調整したため、元の税目税率表とは異なった徴収段階となる。今後、徴収段階を変更する必要がある場合、直接税目税率表を調整するだけで変更できる。また、消費税法意見募集稿は国務院に消費税の税目、税率及び徴収段階の改定を授権し、徴収段階をスムーズに変更できる条件を整えた。

消費税控除政策の適用。一部の課税対象消費品の生産及び販売周期が長いため、今後、消費税徴収段階の川下への移行により、一部の商品は既に生産段階で消費税を納付したが、新政策に基づき卸売／小売段階で再度消費税を徴収され、消費税の二重賦課が発生する恐れがある。今回公布された消費税法意見募集稿は、連続生産類消費税納付済の控除を規範化し、納税者が合法かつ有効な証憑をもって消費税の控除を行えるよう規定した。これにより、今後、消費税徴収段階の川下への移行に際して発生するであろう二重納付に対して解決策を提供する。今後、控除方法及び証憑要件に関する規定は、さらに細分化される可能性があるため、引き続き留意すべきである。

消費税徴収管理方法の変化。川下の卸売、小売業者数はメーカーをはるかに上回り、かつ分散されているため、徴収段階の川下への移行は、徴収管理状況の複雑化に繋がり、より大きな徴収管理圧力及びより高額な税金徴収コストに直面する。このため、消費税の徴収管理において、大きな変化が現れる見込みであり、引き続き消費税の徴収管理方法の変化に留意すべきである。

関連業者は予め準備を整え、バリューチェーン管理への影響に細心の注意を払う必要がある。今後の消費税改革において複数段階で選択できる税金、内税などが発生する場合、消費税関連業界の企業にとって、価格設定ポリシー、契約の締結、増値税課税対象との調和などに与える影響については、引き続き注視する必要がある。徴収プロセスに変化が生じる場合、これまでに策定されたタックスプランニングが無効になり、企業の消費税税負担が上昇する恐れがある。自動車業界を例として、徴収段階の変化により、消費税の納税者が変わり、消費税及び付加税の税額計算基準も変更されるため、完成車メーカーとディーラー間で制定した価格設定ポリシー及び契約条項も再検討する必要性が現れ、自動車の希望小売価格も見直さなければならない。また、販売価格の変化により、メーカーはディーラーの売上に基づくインセンティブ制度または販促制度の調整や総合ディーラーの手配調整の必要性を検討する。加えて、完成車メーカーは従来の全国販売センターの設置がバリューチェーンに与える影響を見直す必要性も生じる。関連業者は予め準備を整え、今後公布される関連文書に留意すべきである。

中央と地方の消費税分配政策の変化。消費税徴収段階の川下への移行及び地方の消費税分配の増加は、消費税改革における二本柱である。現在、消費税はすべて中央政府の固定収入であるが、今後は着実に地方政府に帰属させ、地方政府の財源を拡大し、増加分は原則として地方政府に分配する。今回の消費税法意見募集稿には、具体的な中央と地方政府の消費税分配政策が含まれていないため、今後関連規定の公布に留意すべきである。

税金還付政策への影響。一部の地域では、税金還付の基準は納付済の税金の地方分配部分である。消費税の徴収段階及び地方分配比率に変更が生じる場合、税金還付を適用している一部の企業は、納付すべき消費税税額の変化及び所在地の地方分配比率の変化による影響を受けて、取得できる税金還付額にも変化が生じる。このため、関連業者はタックスプランニングに際して、関連要素の影響を検討すべきである。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 侍 怡 (Shirley Shi)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場第二期 29F

Tel: +86-21-2212-2105 E-mail: shirley.y.shi@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2020年5月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。